

兵庫県公報

令和7年3月25日 火曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

人事委員会規則		ページ
○ 職員等の旅費に関する規則等の一部を改正する規則		1
人事委員会告示		
○ 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程		81

公布された法令のあらまし

- ◎職員等の旅費に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第2号）
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員等の旅費に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月25日

兵庫県人事委員会
委員長 大久保 和 代

兵庫県人事委員会規則第2号

職員等の旅費に関する規則等の一部を改正する規則

(職員等の旅費に関する規則の一部改正)

第1条 職員等の旅費に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条第1号中「第5号」を「第4号」に改める。

第11条第1号中「第6号及び第7号」を「第5号」に改める。

附則を第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(内国旅行地域の特例)

- 2 第9条から第11条までの規定の適用については、当分の間、第9条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「旧給与法」という。）」と、「第4号」とあるのは「第5号」と、「級地とされる」とあるのは「級地とされていた」と、第10条第1号中「給与法」とあるのは「旧給与法」と、「第4号」とあるのは「第5号」と、「級地とされる」とあるのは「級地とされていた」と、第11条第1号中「給与法」とあるのは「旧給与法」と、「第5号」とあるのは「第6号及び第7号」と、「級地とされる」とあるのは「級地とされていた」とする。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「46号給」を「9号給」に、「65号給」を「14号給」に改める。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第19条の2第1項第1号及び同条第5項中「5号給以上（特定職員にあっては）」を「5号給以上（看護職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（以下「特定職員」という。）にあっては）」に改める。

第19条の3中「条例第12条第3項」を「条例第12条第3項第1号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員)

第19条の3の2 条例第12条第3項第2号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの
- (2) 医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- (3) 警察職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの

第22条中第6項を同条第9項とし、同条第5項を同条第6項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 7 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第4項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 8 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第22条第4項中「条例第16条第1項の規定による届出を受けた場合においては、扶養親族であるかどうか又は配偶者のない旨を確かめて」を「前項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 新たに条例第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、人事委員会が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

第22条の2第3項第1号中「この項及び次項」を「この項、次項及び第7項第2号」に、「とき」を「とき（定年前再任用短時間勤務職員であって定年条例第12条又は第13条第1項の規定による採用の前日に地域手

当支給地域等に在勤をしていたものにあつては、当該在勤をしていた期間と当該採用の直後に地域手当支給地域等に在勤していた期間とを合算した期間が6箇月を超えることとなるときを含む。）」に改め、同項第2号中「当該地域手当支給地域等」を「地域手当支給地域等」に、「とき」を「とき（定年再任用短時間勤務職員であつて定年条例第12条又は第13条第1項の規定による採用の前日に職員（当該地域若しくは事務所等を異にする異動又は当該在勤する事務所等の移転の日前6箇月以内に教特法適用職員等から引き続き職員となったものに限る。）として勤務していたものにあつては、適用日前の教特法適用職員等として勤務していた期間及び当該期間に引き続いて職員として勤務していた期間を定年条例第12条又は第13条第1項の採用の日前から引き続き定年再任用短時間勤務職員として勤務していたものとした場合に、地域手当支給地域等に引き続き6箇月を超えて在勤していたこととなるときを含む。）」に改め、同項第3号中「教特法適用職員等であつた者から引き続き職員となった者がその在勤する地域若しくは事務所等を異にする異動又はその在勤する事務所等の移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等に職員として引き続き6箇月を超えて在勤していない場合であつて、適用日前の教特法適用職員等として勤務していた期間を職員として勤務していたものとしたときに、地域手当支給地域等に引き続き6箇月を超えて在勤していたこととなるとき（前号に該当するときを除く。）」を「前2号に掲げるもののほか、前2号に掲げるものの均衡上必要がある場合として人事委員会が認める場合」に改め、同条第4項第1号中「さかのぼった」を「遡った」に、「第3号」を「次号」に改め、同項第2号中「当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等」を「適用日前の教特法適用職員等として勤務していた期間を職員として勤務していたものとした場合に、当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は対象期間に在勤していたこととなる当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等」に、「割合」を「割合のうち最も低い割合」に改め、同項第3号中「適用日前の教特法適用職員等として勤務していた期間を職員として勤務していたものとした場合に、当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は対象期間に在勤していたこととなる当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等に係る条例第16条の2第2項各号に定める割合のうち最も低い割合」を「別に人事委員会が認める割合」に改め、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「2年間」を「3年間」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「人事委員会が定める額」を「人事委員会規則で定める額」に、「適用日から2年」を「適用日から3年」に、「第2号」を「次の各号に掲げる期間において当該各号」に、「当該適用日から1年を経過するまで」を「その以下となる日の前日まで」に改め、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 適用日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 適用日前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

第22条の2中第7項を同条第8項とし、同条第6項中「いずれにも該当する場合（給料表の適用を受ける職員となった日（以下「適用日」という。）の前日に在勤していた地域又は事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として人事委員会が定める場合に限る。）」を「いずれかに該当する場合」に改め、同項第1号中「ものであること」を「場合であつて、給料表の適用を受ける職員となった日（以下「適用日」という。）に条例第16条の2第2項各号又は条例第16条の3の規定により当該職員が受けることとなる地域手当の支給割合（次項において「適用日後の支給割合」という。）が、適用日の前日において当該職員が受けていた地域手当の支給割合（人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める割合とする。次項において「適用日前の支給割合」という。）に達しないものであるとき（適用日の前日に在勤していた地域又は事務所等に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として人事委員会が定める場合に限る。）」に改め、同項第2号中「適用日に条例第16条の2第2項各号又は条例第16条の3の規定により当該職員が受けることとなる地域手当の支給割合（次項において「適用日後の支給割合」という。）が、適用日の前日において当該職員が受けていた地域手当の支給割合（人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める割合とする。次項において「適用日前の支給割合」という。）に達しないものであること」を「前項第1号に掲げる異動等に準ずるものがあつた場合であつて、当該異動等に準ずるものがあつた日の前日に地域手当支給地域等において勤務していた者が、当該異動等に準ずるものを条例第16条の4第1項に規定する異動等とみなした場合に同項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるとき」に改め、同項第3号中「人事行政の運営上、任命権者が特に必要と認めるものであること」を「前項第1号に掲げる異動等に準ずるものがあつた場合であつて、当該異動等に準ずるものがあつた日の前日に条例第16条の4第1項の規定による地域手当を支給されていたもののうち、当該異動等に準ずるものがあつた日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同項の規定による地域手当の支給要件を具備することとなるとき」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4) 前項第2号に掲げる異動等に準ずるものがあつた場合であつて、前3号に規定する場合との均衡上必要がある場合として人事委員会が認めるとき。

第22条の2中第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 条例第16条の4第3項の異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 定年条例第12条又は第13条第1項の規定による採用(退職した日の翌日におけるものに限る。)をされること。

(2) 前号に掲げるもののほか、前号に掲げるものとの均衡上必要があるものとして人事委員会が認めるもの

第22条の3第1項第2号中「条例第15条に規定する扶養親族で条例第16条の規定による届出がなされている者に限る」を「職員の配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第15条第2項に規定する扶養親族をいう」に改め、「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を削る。

第28条中「運賃等相当額」を「運賃等相当額(第28条の3第2号において「運賃等相当額」という。)」に改め、同条第3号中「ただし、条例第17条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超える職員にあっては、同号により算出した当該普通交通機関等に係る通勤手当の額の1箇月当たりを相当する額に21(交替制勤務者等については、1箇月当たりの平均通勤所要回数)を除して得た額に1箇月未満の支給単位期間の通勤所要回数(通勤所要回数が21回を超える場合にあっては、21。交替制勤務者等について1箇月当たりの平均通勤所要回数を超える場合にあっては、1箇月当たりの平均通勤所要回数)を乗じて得た額とする。」を削る。

第28条の3第1号ア中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の交通機関等又は自動車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と55,000円との差額の2分の1の額(その差額の2分の1の額が4,000円を超えるときは、4,000円)を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第2号中「1箇月当たりの運賃等相当額(2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては)」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が2以上ある場合においては)」に改める。

第29条の4中「次に掲げるものとする」を「新幹線鉄道等の利用により通勤の時間又は距離の短縮及び職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善に相当程度資するものであることとする」に改め、同条第1号及び第2号を削る。

第29条の5中「新幹線鉄道等に係る通勤手当の額」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額」に改め、同条第3項中「特別料金等の額の2分の1に相当する額」を「特別料金等相当額」に改め、「、同条第1号中「定期券の価額」とあるのは「定期券の価額の2分の1に相当する額」と及び「、価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同条第3号中「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、「条例第17条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)」とあるのは「条例第17条第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)」と、「55,000円」とあるのは「30,000円」と、「1箇月当たりを相当する額」とあるのは「30,000円」とを削る。

第29条の6から第29条の8までを削る。

第30条第3項中「次条第12項」を「次条第9項」に改める。

第30条の2第2項中「普通交通機関等の1箇月当たりの運賃等相当額等(第28条の3第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第17条第2項第2号に定める額の合計額)又は同号に定める額」を「1箇月当たりの運賃等相当額等(第28条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第17条第2項第2号に定める額(第28条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。))及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額(以下「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)」に、「55,000円」を「150,000円」に改め、同項第1号中「普通交通機関等」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に改め、同条第3項中「普通交通機関等の1箇月当たりの運賃等相当額等(第28条の3第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第17条第2項第2号に定める額の合計額)又は同号に定める額が55,000円を超えていた場合」

を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合」に、「第32条の2第3項第1号に定める期間」を「支給単位期間」に、「普通交通機関等に係る」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等に係る」に改め、同条第5項から同条第7項までを削り、同条第8項を同条第5項とし、同条第9項中「2以上の交通機関等」を「2以上の交通機関等又は新幹線鉄道等」に、「第7項」を「第5項」に、「1箇月当たりの運賃等相当額等（第28条の3第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第17条第2項第2号に定める額の合計額）又は1箇月当たりの運賃等相当額から1箇月当たりの特定運賃相当額を減じて得た額」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」に、「55,000円」を「150,000円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第10項を同条第7項とし、同条第11項中「第8項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第12項を同条第9項とする。

第30条の3第1項中「普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等に係る通勤手当」に、「普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等の区分」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分」に改め、同項第1号中「場合における普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等」を「場合における普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に、「、新幹線鉄道等又は橋等を通行する交通機関において発行されている」を「又は新幹線鉄道等が発行している」に、「新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に、「新幹線鉄道等又は橋等を通行する交通機関」を「新幹線鉄道等」に、「当該新幹線鉄道等又は橋等」を「当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に改め、同項第2号及び同条第2項中「、新幹線鉄道等又は橋等」を「又は新幹線鉄道等」に改める。

第31条中「第32条の2第3項各号」を「第32条の2第3項」に、「当該各号」を「同項」に改める。

第32条の2第3項中「職員が2以上の交通機関等を利用する場合の通勤手当は、前2項の規定にかかわらず、当該各号に定める支給単位期間」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えるときにおける通勤手当は、前2項の規定にかかわらず、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項第1号から第3号までを削る。

第33条の5第6号中「教育公務員特例法の適用若しくは準用を受ける者、企業職員、技能労務職員若しくは市町村立学校職員給与負担法に規定する職員（これらの者のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）から引き続いて職員又は任命権者の要請に応じて職員」を「新たに給料表の適用を受ける職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」に改め、同条第7号中アを削り、イをアとし、ウをイとする。

第36条の2第1項中「条例第24条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額」を「条例第24条の2第3項の人事委員会規則で定める勤務は、同条第1項の勤務に従事した時間が7時間45分を超える場合の勤務」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同条第2項中「条例第24条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が7時間45分を超える場合の勤務」を「条例第24条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額」とし、同項に次の2号を加える。

- (1) 次号に掲げる職員以外の管理職手当を受ける職員 次に掲げる当該管理職手当を受ける職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる区分（管理職手当規則第2条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあっては、当該職について別に定める区分）に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア	1種	12,000円
イ	2種	11,000円
ウ	3種	10,000円
エ	4種	9,000円
オ	5種	7,000円
カ	6種	6,000円
キ	7種	4,000円

- (2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職手当を受ける職員 次に掲げる当該管理職手当を受ける職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる区分（管理職手当規則第2条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあっては、当該職について別に定める区分）に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア	1種	11,000円
イ	2種	10,000円
ウ	3種	9,000円

- エ 4種 8,000円
 オ 5種 6,000円
 カ 6種 5,000円
 キ 7種 3,000円

第36条の3中第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

第36条の3の2 次に掲げる場合には、条例第24条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は同条第1項の勤務とみなす。

- (1) 条例第24条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
 (2) 条例第24条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

第37条第22項第1号中「100分の210」を「100分の315」に、「100分の250」を「100分の375」に改める。

第43条の2第1項中「第22条の3第2項」を「第22条第4項、第22条の3第2項、第24条第1項」に、「第37条の3第1項」を「第37条の4第1項」に改める。

附則第1項中「附則第4項及び附則第5項」を「附則第4項」に、「附則第9項」を「附則第8項」に改め、附則第4項を削り、附則第5項から附則第7項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第8項中「附則第36項」を「附則第35項」に改め、同項を附則第7項とし、附則第9項を附則第8項とする。

附則第10項中「第10項」を「第9項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第14項中「第14項」を「第13項」に、「第16項」を「第15項」に、「第18項」を「第17項」に、「第19項」を「第18項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項中「第14項」を「第13項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第16項中「第16項」を「第15項」に、「第18項」を「第17項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第17項中「第16項」を「第15項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第18項中「第16項」を「第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第19項中「第16項」を「第15項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第20項中「第23項」を「第22項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第21項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第22項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第21項とし、附則第23項を附則第22項とする。

附則第24項中「第27項」を「第26項」に、「第24項」を「第23項」に改め、同項を附則第23項とする。

附則第25項中「第24項」を「第23項」に改め、同項を附則第24項とする。

附則第26項中「第24項」を「第23項」に改め、同項を附則第25項とし、附則第27項を附則第26項とする。

附則第28項中「第31項」を「第30項」に、「第28項」を「第27項」に改め、同項を附則第27項とする。

附則第29項中「第28項」を「第27項」に改め、同項を附則第28項とする。

附則第30項中「第28項」を「第27項」に改め、同項を附則第29項とし、附則第31項を附則第30項とする。

附則第32項中「第35項」を「第34項」に、「第32項」を「第31項」に改め、同項を附則第31項とする。

附則第33項中「第32項」を「第31項」に改め、同項を附則第32項とする。

附則第34項中「第32項」を「第31項」に改め、同項を附則第33項とし、附則第35項を附則第34項とする。

附則第36項中「第36項」を「第35項」に改め、同項を附則第35項とし、附則第37項を附則第36項とする。

附則別表中「附則別表（附則第6項関係）」を「附則別表（附則第5項関係）」に改める。

別表第20を次のように改める。

別表第20（第13条関係）

行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給								
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級

1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	2		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	3		
22	1	2	2	14	10	5	4		
23	1	3	3	15	11	6	4		
24	1	4	4	16	12	6	4		
25	1	5	5	17	13	7	4		
26	1	6	6	18	14	7	4		
27	1	7	7	19	15	8	4		
28	1	8	8	20	16	8	4		
29	1	9	9	21	17	9	5		
30	1	10	10	22	18	9	5		
31	1	11	11	23	19	10	5		
32	1	12	12	24	20	10	5		
33	1	13	13	25	21	11	5		
34	2	14	14	26	22	11	5		
35	3	15	15	27	23	12	5		
36	4	16	16	28	24	12	5		
37	5	17	17	29	25	13	5		
38	6	18	18	30	26	13	5		
39	7	19	19	31	27	13	5		
40	8	20	20	32	28	13	5		
41	9	21	21	33	29	14	5		
42	10	22	22	34	29	14	5		
43	11	23	23	35	30	14	5		
44	12	24	24	36	30	14	5		
45	13	25	25	37	31	15	5		
46	14	26	26	38	31	15	5		
47	15	27	27	39	32	15	5		
48	16	28	28	40	32	15	5		

49	17	29	29	41	33	15	5		
50	18	30	30	42	33	15			
51	19	31	31	43	34	15			
52	20	32	32	44	34	15			
53	21	33	33	45	35	15			
54	21	33	34	46	35	15			
55	22	34	35	47	36	15			
56	22	34	36	48	36	15			
57	23	35	37	49	37	15			
58	23	35	37	50	37	15			
59	24	36	37	51	38	15			
60	24	36	38	52	38	15			
61	25	37	38	53	38	15			
62	25	38	38	54	38	15			
63	26	39	39	55	38	15			
64	26	40	39	56	38	15			
65	27	41	39	57	38	15			
66	27	41	40	58	38	16			
67	28	42	40	59	38	16			
68	28	42	40	60	38	16			
69	29	43	41	60	39	16			
70	29	43	41	60	39	16			
71	29	44	41	60	39	16			
72	30	44	42	60	39	16			
73	30	45	42	61	39	17			
74	30	45	42	61	39				
75	31	45	43	61	39				
76	31	45	43	61	39				
77	31	45	43	61	39				
78	32	46	44	62	39				
79	32	46	44	62	39				
80	32	46	44	62	39				
81	33	46	45	63	40				
82	33	46	45	64	40				
83	33	47	45	65	40				
84	34	47	45	66	40				
85	34	47	46	67	41				
86	34	47	46	67	41				
87	35	47	46	68	41				
88	35	48	46	68	41				
89	35	48	47	69	42				
90	36		47	70					
91	36		47	71					
92	36		47	72					
93	37		47	73					
94			47						
95			47						
96			48						
97			48						

98			48						
99			48						
100			48						
101			48						
102			48						
103			49						
104			49						
105			49						
106			49						
107			49						
108			49						
109			49						

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第20の2を次のように改める。

別表第20の2（第13条関係）

研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2
14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3
21	1	1	1	3
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	4
28	4	1	4	4
29	5	1	5	4
30	6	1	6	4

31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	5
35	11	1	11	5
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	6
42	17	2	15	6
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6
45	19	5	17	6
46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	21	7
51	23	9	21	7
52	24	10	22	7
53	25	10	22	7
54	25	10	22	7
55	26	11	23	7
56	26	11	23	7
57	27	11	23	7
58	27	12	24	7
59	28	12	24	7
60	28	12	24	7
61	29	13	25	7
62	29	13	25	
63	29	14	26	
64	30	14	26	
65	30	15	26	
66	30	15	26	
67	31	16	27	
68	31	16	27	
69	31	17	27	
70	32	17	28	
71	32	17	28	
72	32	18	28	
73	33	18	29	
74	33	18	29	
75	34	19	29	
76	34	19	30	
77	35	19	30	
78	35	20	30	
79	36	20	31	

80	36	20	31	
81	37	21	31	
82	37	22	32	
83	38	23	32	
84	38	24	32	
85	39	25	33	
86	39	25		
87	40	25		
88	40	25		
89	41	26		
90	41	26		
91	42	26		
92	42	26		
93	43	27		
94	43	27		
95	44	27		
96	44	27		
97	45	28		
98	46			
99	47			
100	48			
101	49			
102	50			
103	51			
104	52			
105	53			
106	53			
107	53			
108	54			
109	54			

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第20の3を次のように改める。

別表第20の3（第13条関係）

医師・歯科医師職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1

13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5

62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	
67		32	
68		32	
69		32	
70		32	
71		33	
72		33	
73		33	

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第20の4を次のように改める。

別表第20の4（第13条関係）

看護職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10

31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21
49	33	21	37	29	21	21
50	34	22	38	30	21	22
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	
59	42	31	47	39	26	
60	42	32	48	40	26	
61	43	33	49	41	27	
62	43	34	50	42	27	
63	44	35	51	43	28	
64	44	36	52	44	28	
65	45	37	53	45	29	
66	46	38	54	45	29	
67	47	39	55	46	29	
68	48	40	56	46	29	
69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	

79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57	32	
87	66	59	75	58	32	
88	66	60	76	58	32	
89	67	61	77	59	33	
90	67	62	78	59	33	
91	68	63	79	60	33	
92	68	64	80	60	33	
93	69	65	81	60	34	
94	70	66	81	60	34	
95	71	67	82	61	34	
96	72	68	82	61	34	
97	73	69	83	61	35	
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		
102	77	74	86	62		
103	78	75	87	63		
104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		
107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90	65		
111	81	79	90	66		
112	81	79	90	66		
113	81	79	91	67		
114	82	80	91	67		
115	82	80	91	68		
116	82	80	92	68		
117	82	81	92	69		
118	82	81	92	70		
119	83	81	93	71		
120	83	81	93	72		
121	83	82	93	73		
122	83	82	94	73		
123	83	82	95	74		
124	84	82	96	74		
125	84	83	97	75		
126	84	83	98	75		

127	84	83	99	76		
128	84	83	100	76		
129	85	84	101	77		
130	85	84	102	78		
131	85	84	103	79		
132	86	84	104	80		
133	86	85	105	81		
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				
138	88	86				
139	88	86				
140	88	86				
141	89	87				
142	89	87				
143	89	87				
144	89	87				
145	90	87				
146	90	88				
147	90	88				
148	90	88				
149	91	88				
150	91	88				
151	91	89				
152	91	89				
153	92	89				
154	92	89				
155	92	89				
156	92	90				
157	93	90				
158	93	90				
159	93	91				
160	94	91				
161	94	91				
162	94	92				
163	95	92				
164	95	92				
165	95	93				
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					
170	97					
171	97					
172	97					
173	98					
174	98					

175	98					
176	98					
177	99					

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第20の5を次のように改める。

別表第20の5（第13条関係）

警察職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	1	1	1
11	3	1	1	1	3	1	1	1
12	4	1	1	1	4	1	1	1
13	5	1	1	1	5	1	1	1
14	6	2	1	1	6	2	1	2
15	7	3	1	1	7	3	1	2
16	8	4	1	1	8	4	1	2
17	9	5	1	1	9	5	1	2
18	10	6	1	1	10	6	2	3
19	11	7	1	1	11	7	3	3
20	12	8	1	1	12	8	4	3
21	13	9	1	1	13	9	5	4
22	14	10	2	1	14	10	6	4
23	15	11	3	1	15	11	7	4
24	16	12	4	1	16	12	8	4
25	17	13	5	1	17	13	9	4
26	18	14	6	1	18	14	10	4
27	19	15	7	1	19	15	11	4
28	20	16	8	1	20	16	12	5
29	21	17	9	1	21	17	13	5
30	22	18	10	2	22	18	14	5
31	23	19	11	3	23	19	15	5
32	24	20	12	4	24	20	16	5
33	25	21	13	5	25	21	17	5
34	26	22	14	6	26	22	18	5
35	27	23	15	7	27	23	19	5
36	28	24	16	8	28	24	20	5
37	29	25	17	9	29	25	21	5
38	30	26	18	10	30	26	22	5

39	31	27	19	11	31	27	23	5
40	32	28	20	12	32	28	24	5
41	33	29	21	13	33	29	25	5
42	34	30	22	14	34	30	25	5
43	35	31	23	15	35	31	26	5
44	36	32	24	16	36	32	26	5
45	37	33	25	17	37	33	27	5
46	38	34	26	18	38	34	27	5
47	39	35	27	19	39	35	28	5
48	40	36	28	20	40	36	28	5
49	41	37	29	21	41	37	28	5
50	42	38	30	22	42	37	28	5
51	43	39	31	23	43	37	28	5
52	44	40	32	24	44	38	28	5
53	45	41	33	25	45	38	28	5
54	46	42	34	26	46	38	28	5
55	47	43	35	27	47	39	28	5
56	48	44	36	28	48	39	28	5
57	49	45	37	29	49	39	29	5
58	50	46	38	30	50	40	29	5
59	51	47	39	31	51	40	29	5
60	52	48	40	32	52	40	29	5
61	53	49	41	33	53	40	29	5
62	54	50	42	34	54	40	29	
63	55	51	43	35	55	40	29	
64	56	52	44	36	56	40	29	
65	57	53	45	37	57	40	29	
66	58	54	46	37	58	40	29	
67	59	55	47	38	59	40	29	
68	60	56	48	38	60	41	30	
69	61	57	49	39	60	41	30	
70	62	58	49	39	60	41	30	
71	63	59	50	40	61	41	31	
72	64	60	50	40	62	41	31	
73	65	61	51	41	63	41	31	
74	66	62	51	42	64	41	31	
75	67	63	52	43	65	41	31	
76	68	64	52	44	66	41	31	
77	69	65	53	45	67	41	32	
78	69	66	54	46	68	41	32	
79	70	67	55	47	69	41	32	
80	70	68	56	48	70	42	32	
81	71	69	57	49	71	42	32	
82	71	70	58	49	72	42		
83	72	71	59	50	73	43		
84	72	72	60	50	74	43		
85	73	73	61	51	75	43		
86	74	74	62	51	76	43		

87	75	75	63	52	77	44		
88	76	76	64	52	78	44		
89	77	77	65	53	79	44		
90	78	78	66	53	79	44		
91	79	79	67	53	80	44		
92	80	80	68	54	80	45		
93	81	81	69	54	81	45		
94	82	82	70	54	81			
95	83	83	71	55	82			
96	84	84	72	55	82			
97	85	85	73	55	83			
98	86	86	74	56				
99	87	87	75	56				
100	88	88	76	56				
101	89	89	77	57				
102	90	89	78	58				
103	91	90	79	59				
104	92	90	80	60				
105	93	91	81	60				
106	93	91	82	60				
107	93	92	83	60				
108	94	92	84	60				
109	94	93	85	60				
110	94	94	85	60				
111	95	95	86	60				
112	95	96	86	60				
113	95	97	87	61				
114	96	98	87	61				
115	96	99	88	61				
116	96	100	88	61				
117	97	101	89	61				
118	97	101	89	61				
119	98	101	90	61				
120	98	102	90	61				
121	99	102	91	61				
122	99	102	91	61				
123	100	103	92	62				
124	100	103	92	62				
125	101	103	92	63				
126	101	104	92	63				
127	101	104	92	64				
128	102	104	92	64				
129	102	105	92	65				
130	102	105	92	66				
131	103	105	92	67				
132	103	106	92	68				
133	103	106	93	69				
134		106	93					

135		107	93					
136		107	93					
137		107	93					
138		108	94					
139		108	95					
140		108	96					
141		109	96					
142		109	97					
143		110	98					
144		110	99					
145		111	100					
146		111	101					
147		111	102					
148		111	103					
149		111	104					
150		112	105					
151		112	106					
152		112	107					
153		113	108					
154		114	109					
155		115	110					
156		116	111					
157		117	112					
158		118						
159		119						
160		120						
161		121						
162		122						
163		123						
164		124						
165		125						

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第20の6を次のように改める。

別表第20の6（第14条関係）

行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降 格 後 の 号 給								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	33	21	21	9	13	17	12	1	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4	9
5	35	25	25	13	17	22	49	9	9
6	36	26	26	14	18	24	49	9	9
7	38	27	27	15	19	26	49	9	9
8	39	28	28	16	20	28	49	9	9
9	41	29	29	17	21	30	49	9	
10	42	30	30	18	22	32			

11	43	31	31	19	23	34			
12	44	32	32	20	24	36			
13	45	33	33	21	25	40			
14	46	34	34	22	26	44			
15	47	35	35	23	27	65			
16	48	36	36	24	28	72			
17	49	37	37	25	29	73			
18	50	38	38	26	30	73			
19	51	39	39	27	31	73			
20	52	40	40	28	32	73			
21	54	41	41	29	33	73			
22	56	42	42	30	34	73			
23	58	43	43	31	35	73			
24	60	44	44	32	36	73			
25	62	45	45	33	37	73			
26	64	46	46	34	38	73			
27	66	47	47	35	39	73			
28	68	48	48	36	40	73			
29	71	49	49	37	42	73			
30	74	50	50	38	44	73			
31	77	51	51	39	46	73			
32	80	52	52	40	48	73			
33	83	54	53	41	50	73			
34	86	56	54	42	52	73			
35	89	58	55	43	54	73			
36	92	60	56	44	56	73			
37	93	61	59	45	58	73			
38	93	62	62	46	68	73			
39	93	63	65	47	80	73			
40	93	64	68	48	84	73			
41	93	66	71	49	88	73			
42	93	68	74	50	89	73			
43	93	70	77	51	89	73			
44	93	72	80	52	89	73			
45	93	77	84	53	89	73			
46	93	82	88	54	89	73			
47	93	87	95	55	89	73			
48	93	89	102	56	89	73			
49	93	89	109	57	89	73			
50	93	89	109	58	89				
51	93	89	109	59	89				
52	93	89	109	60	89				
53	93	89	109	61	89				
54	93	89	109	62	89				
55	93	89	109	63	89				
56	93	89	109	64	89				
57	93	89	109	65	89				
58	93	89	109	66	89				
59	93	89	109	67	89				

60	93	89	109	72	89				
61	93	89	109	77	89				
62	93	89	109	80	89				
63	93	89	109	81	89				
64	93	89	109	82	89				
65	93	89	109	83	89				
66	93	89	109	84	89				
67	93	89	109	86	89				
68	93	89	109	88	89				
69	93	89	109	89	89				
70	93	89	109	90	89				
71	93	89	109	91	89				
72	93	89	109	92	89				
73	93	89	109	93	89				
74	93	89	109	93					
75	93	89	109	93					
76	93	89	109	93					
77	93	89	109	93					
78	93	89	109	93					
79	93	89	109	93					
80	93	89	109	93					
81	93	89	109	93					
82	93	89	109	93					
83	93	89	109	93					
84	93	89	109	93					
85	93	89	109	93					
86	93	89	109	93					
87	93	89	109	93					
88	93	89	109	93					
89	93	89	109	93					
90		89	109						
91		89	109						
92		89	109						
93		89	109						
94		89							
95		89							
96		89							
97		89							
98		89							
99		89							
100		89							
101		89							
102		89							
103		89							
104		89							
105		89							
106		89							
107		89							
108		89							

109

89

別表第20の7を次のように改める。

別表第20の7（第14条関係）

研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	41	25	12
2	26	42	26	19
3	27	43	27	26
4	28	44	28	33
5	29	45	29	40
6	30	46	30	49
7	31	47	31	61
8	32	48	32	61
9	33	51	33	61
10	34	54	34	61
11	35	57	35	61
12	36	60	36	61
13	37	62	38	61
14	38	64	40	61
15	39	66	42	
16	40	68	44	
17	42	71	45	
18	44	74	46	
19	46	77	47	
20	48	80	48	
21	49	81	51	
22	50	82	54	
23	51	83	57	
24	52	84	60	
25	54	88	62	
26	56	92	66	
27	58	96	69	
28	60	97	72	
29	63	97	75	
30	66	97	78	
31	69	97	81	
32	72	97	84	
33	74	97	85	
34	76	97	85	
35	78	97	85	
36	80	97	85	
37	82	97	85	
38	84	97	85	
39	86	97	85	
40	88	97	85	
41	90	97	85	
42	92	97	85	

43	94	97	85	
44	96	97	85	
45	97	97	85	
46	98	97	85	
47	99	97	85	
48	100	97	85	
49	101	97	85	
50	102	97	85	
51	103	97	85	
52	104	97	85	
53	107	97	85	
54	109	97	85	
55	109	97	85	
56	109	97	85	
57	109	97	85	
58	109	97	85	
59	109	97	85	
60	109	97	85	
61	109	97	85	
62	109	97		
63	109	97		
64	109	97		
65	109	97		
66	109	97		
67	109	97		
68	109	97		
69	109	97		
70	109	97		
71	109	97		
72	109	97		
73	109	97		
74	109	97		
75	109	97		
76	109	97		
77	109	97		
78	109	97		
79	109	97		
80	109	97		
81	109	97		
82	109	97		
83	109	97		
84	109	97		
85	109	97		
86	109			
87	109			
88	109			
89	109			
90	109			
91	109			

92	109			
93	109			
94	109			
95	109			
96	109			
97	109			

別表第20の8を次のように改める。

別表第20の8（第14条関係）

医師・歯科医師職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	33	21	23
2	34	22	26
3	35	23	30
4	36	24	33
5	37	25	65
6	38	26	65
7	39	27	65
8	40	28	65
9	41	29	65
10	42	30	65
11	43	31	65
12	44	32	
13	47	33	
14	51	34	
15	55	35	
16	59	36	
17	62	37	
18	64	38	
19	65	39	
20	65	40	
21	65	42	
22	65	44	
23	65	46	
24	65	48	
25	65	50	
26	65	52	
27	65	54	
28	65	56	
29	65	59	
30	65	62	
31	65	65	
32	65	70	
33	65	73	
34	65	73	
35	65	73	
36	65	73	
37	65	73	

38	65	73	
39	65	73	
40	65	73	
41	65	73	
42	65	73	
43	65	73	
44	65	73	
45	65	73	
46	65	73	
47	65	73	
48	65	73	
49	65	73	
50	65	73	
51	65	73	
52	65	73	
53	65	73	
54	65	73	
55	65	73	
56	65	73	
57	65	73	
58	65	73	
59	65	73	
60	65	73	
61	65	73	
62	65	73	
63	65	73	
64	65	73	
65	65	73	
66	65		
67	65		
68	65		
69	65		
70	65		
71	65		
72	65		
73	65		

別表第20の9を次のように改める。

別表第20の9（第14条関係）

看護職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	17	29	13	21	25	21
2	17	30	14	22	26	22
3	17	31	15	23	27	23
4	18	32	16	24	28	24
5	19	33	17	25	29	25
6	20	34	18	26	30	26
7	21	35	19	27	31	27

8	22	36	20	28	32	28
9	24	37	21	29	33	29
10	25	38	22	30	34	30
11	26	39	23	31	35	31
12	28	40	24	32	36	32
13	29	41	25	33	37	33
14	30	42	26	34	38	34
15	31	43	27	35	39	35
16	32	44	28	36	40	36
17	33	45	29	37	42	37
18	34	46	30	38	44	38
19	35	47	31	39	46	39
20	36	48	32	40	48	44
21	37	49	33	41	50	49
22	38	50	34	42	52	54
23	39	51	35	43	54	57
24	40	52	36	44	56	57
25	41	53	37	45	58	57
26	42	54	38	46	60	57
27	43	55	39	47	62	57
28	44	56	40	48	64	57
29	45	57	41	49	70	57
30	46	58	42	50	76	57
31	47	59	43	51	82	57
32	48	60	44	52	88	57
33	49	61	45	53	92	57
34	50	62	46	54	96	57
35	51	63	47	55	97	57
36	52	64	48	56	97	57
37	53	65	49	57	97	57
38	54	66	50	58	97	57
39	55	67	51	59	97	57
40	56	68	52	60	97	57
41	58	69	53	61	97	57
42	60	70	54	62	97	
43	62	71	55	63	97	
44	64	72	56	64	97	
45	65	73	57	66	97	
46	66	74	58	68	97	
47	67	75	59	70	97	
48	68	76	60	72	97	
49	69	77	61	73	97	
50	70	78	62	74	97	
51	71	79	63	75	97	
52	72	80	64	76	97	
53	73	81	65	78	97	
54	74	82	66	80	97	
55	75	83	67	82	97	

56	76	84	68	84	97	
57	77	85	69	86	97	
58	78	86	70	88		
59	79	87	71	90		
60	80	88	72	94		
61	81	89	73	98		
62	82	90	74	102		
63	83	91	75	106		
64	84	92	76	108		
65	86	93	77	110		
66	88	94	78	112		
67	90	95	79	114		
68	92	96	80	116		
69	93	97	81	117		
70	94	98	82	118		
71	95	99	83	119		
72	96	100	84	120		
73	97	101	85	122		
74	98	102	86	124		
75	99	103	87	126		
76	100	104	88	128		
77	102	107	89	129		
78	104	110	90	130		
79	106	113	91	131		
80	108	116	92	132		
81	113	120	94	133		
82	118	124	96	133		
83	123	128	98	133		
84	128	132	100	133		
85	131	135	101	133		
86	134	140	102	133		
87	137	145	103	133		
88	140	150	106	133		
89	144	155	109	133		
90	148	158	112	133		
91	152	161	115	133		
92	156	164	118	133		
93	159	165	121	133		
94	162	165	122	133		
95	165	165	123	133		
96	168	165	124	133		
97	172	165	125	133		
98	176	165	126			
99	177	165	127			
100	177	165	128			
101	177	165	129			
102	177	165	130			
103	177	165	131			

104	177	165	132			
105	177	165	133			
106	177	165	133			
107	177	165	133			
108	177	165	133			
109	177	165	133			
110	177	165	133			
111	177	165	133			
112	177	165	133			
113	177	165	133			
114	177	165	133			
115	177	165	133			
116	177	165	133			
117	177	165	133			
118	177	165	133			
119	177	165	133			
120	177	165	133			
121	177	165	133			
122	177	165	133			
123	177	165	133			
124	177	165	133			
125	177	165	133			
126	177	165	133			
127	177	165	133			
128	177	165	133			
129	177	165	133			
130	177	165	133			
131	177	165	133			
132	177	165	133			
133	177	165	133			
134	177					
135	177					
136	177					
137	177					
138	177					
139	177					
140	177					
141	177					
142	177					
143	177					
144	177					
145	177					
146	177					
147	177					
148	177					
149	177					
150	177					
151	177					

152	177					
153	177					
154	177					
155	177					
156	177					
157	177					
158	177					
159	177					
160	177					
161	177					
162	177					
163	177					
164	177					
165	177					

別表第20の10を次のように改める。

別表第20の10（第14条関係）

警察職給料表降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	13	21	29	9	13	17	13
2	10	13	22	30	10	14	18	17
3	10	13	23	31	11	15	19	20
4	11	14	24	32	12	16	20	27
5	12	15	25	33	13	17	21	61
6	13	16	26	34	14	18	22	61
7	14	17	27	35	15	19	23	61
8	15	18	28	36	16	20	24	61
9	16	19	29	37	17	21	25	61
10	17	20	30	38	18	22	26	
11	18	22	31	39	19	23	27	
12	19	23	32	40	20	24	28	
13	20	24	33	41	21	25	29	
14	21	25	34	42	22	26	30	
15	22	26	35	43	23	27	31	
16	23	27	36	44	24	28	32	
17	24	28	37	45	25	29	33	
18	25	30	38	46	26	30	34	
19	27	30	39	47	27	31	35	
20	28	32	40	48	28	32	36	
21	29	33	41	49	29	33	37	
22	29	34	42	50	30	34	38	
23	30	35	43	51	31	35	39	
24	31	36	44	52	32	36	40	
25	33	37	45	53	33	37	42	
26	33	38	46	54	34	38	44	
27	34	39	47	55	35	39	46	
28	35	40	48	56	36	40	56	

29	37	41	49	57	37	41	67	
30	38	42	50	58	38	42	70	
31	39	43	51	59	39	43	76	
32	40	44	52	60	40	44	81	
33	41	45	53	61	41	45	81	
34	42	46	54	62	42	46	81	
35	43	47	55	63	43	47	81	
36	44	48	56	64	44	48	81	
37	45	49	57	66	45	51	81	
38	46	50	58	68	46	54	81	
39	47	51	59	70	47	57	81	
40	48	52	60	72	48	67	81	
41	49	53	61	73	49	79	81	
42	50	54	62	74	50	82	81	
43	51	55	63	75	51	86	81	
44	52	56	64	76	52	91	81	
45	53	57	65	77	53	93	81	
46	54	58	66	78	54	93	81	
47	55	59	67	79	55	93	81	
48	56	60	68	80	56	93	81	
49	57	61	70	82	57	93	81	
50	58	62	72	84	58	93	81	
51	59	63	74	86	59	93	81	
52	60	64	76	88	60	93	81	
53	61	65	77	91	61	93	81	
54	62	66	78	94	62	93	81	
55	63	67	79	97	63	93	81	
56	64	68	80	100	64	93	81	
57	65	69	81	101	65	93	81	
58	66	70	82	102	66	93	81	
59	67	71	83	103	67	93	81	
60	68	72	84	112	70	93	81	
61	69	73	85	122	71	93	81	
62	70	74	86	124	72	93		
63	71	75	87	126	73	93		
64	72	76	88	128	74	93		
65	73	77	89	129	75	93		
66	74	78	90	130	76	93		
67	75	79	91	131	77	93		
68	76	80	92	132	78	93		
69	78	81	93	133	79	93		
70	80	82	94	133	80	93		
71	82	83	95	133	81	93		
72	84	84	96	133	82	93		
73	85	85	97	133	83	93		
74	86	86	98	133	84	93		
75	87	87	99	133	85	93		
76	88	88	100	133	86	93		

77	89	89	101	133	87	93		
78	90	90	102	133	88	93		
79	91	91	103	133	90	93		
80	92	92	104	133	92	93		
81	93	93	105	133	94	93		
82	94	94	106	133	96			
83	95	95	107	133	97			
84	96	96	108	133	97			
85	97	97	110	133	97			
86	98	98	112	133	97			
87	99	99	114	133	97			
88	100	100	116	133	97			
89	101	102	118	133	97			
90	102	104	120	133	97			
91	103	106	122	133	97			
92	104	108	132	133	97			
93	107	109	137	133	97			
94	110	110	138	133				
95	113	111	139	133				
96	116	112	141	133				
97	118	113	142	133				
98	120	114	143					
99	122	115	144					
100	124	116	145					
101	127	119	146					
102	130	122	147					
103	133	125	148					
104	133	128	149					
105	133	131	150					
106	133	134	151					
107	133	137	152					
108	133	140	153					
109	133	142	154					
110	133	144	155					
111	133	149	156					
112	133	152	157					
113	133	153	157					
114	133	154	157					
115	133	155	157					
116	133	156	157					
117	133	157	157					
118	133	158	157					
119	133	159	157					
120	133	160	157					
121	133	161	157					
122	133	162	157					
123	133	163	157					
124	133	164	157					

125	133	165	157					
126	133	165	157					
127	133	165	157					
128	133	165	157					
129	133	165	157					
130	133	165	157					
131	133	165	157					
132	133	165	157					
133	133	165	157					
134	133	165						
135	133	165						
136	133	165						
137	133	165						
138	133	165						
139	133	165						
140	133	165						
141	133	165						
142	133	165						
143	133	165						
144	133	165						
145	133	165						
146	133	165						
147	133	165						
148	133	165						
149	133	165						
150	133	165						
151	133	165						
152	133	165						
153	133	165						
154	133	165						
155	133	165						
156	133	165						
157	133	165						
158	133							
159	133							
160	133							
161	133							
162	133							
163	133							
164	133							
165	133							

（公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正）

第3条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のとおり改める。

第18条 削除

第18条の2第1項第1号中「(特定職員にあっては、4号給以上)」を削り、同項第2号中「(特定職員にあっては、3号給)」を削り、同項第3号中「(特定職員にあっては、2号給以下)」を削り、同条第5項中「(特

定職員にあつては、4号給以上)」、「(特定職員にあつては、3号給)」及び「(特定職員にあつては、2号給以下)」を削る。

第21条中第5項を同条第8項とし、同条第4項を同条第7項とし、同条第3項を同条第4項とし、同項の次に次の2項を加える。

5 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第17条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第2項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

6 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第21条第2項中「条例第18条第1項の規定による届出を受けた場合においては、扶養親族であるかどうか又は配偶者のない旨を確かめて」を「前項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 新たに条例第17条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、人事委員会が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

第21条の2第3項第1号中「この項及び次項」を「この項、次項及び第7項第2号」に、「とき」を「とき（定年前再任用短時間勤務職員であつて定年条例第12条又は第13条第1項の規定による採用の前日に地域手当支給地域等に在勤をしていたものにあつては、当該在勤をしていた期間と当該採用の直後に地域手当支給地域等に在勤していた期間とを合算した期間が6箇月を超えることとなるときを含む。）」に改め、同項第2号中「当該地域手当支給地域等」を「地域手当支給地域等」に、「とき」を「とき（定年前再任用短時間勤務職員であつて定年条例第12条又は第13条第1項の規定による採用の前日に職員（当該地域若しくは学校等を異にする異動又は当該在勤する学校等の移転の日前6箇月以内に職員給与条例適用職員等から引き続き職員となったものに限る。）として勤務していたものにあつては、適用日前の職員給与条例適用職員等として勤務していた期間及び当該期間に引き続いて職員として勤務していた期間を定年条例第12条又は第13条第1項の採用の日前から引き続き定年前再任用短時間勤務職員として勤務していたものとした場合に、地域手当支給地域等に引き続き6箇月を超えて在勤していたこととなるときを含む。）」に改め、同項第3号中「職員給与条例適用職員等であつた者から引き続き職員となった者がその在勤する地域若しくは学校等を異にする異動又はその在勤する学校等の移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等に職員として引き続き6箇月を超えて在勤していない場合であつて、適用日前の職員給与条例適用職員等として勤務していた期間を職員として勤務していたものとしたときに、地域手当支給地域等に引き続き6箇月を超えて在勤していたこととなるとき（前号に該当するときを除く。）。」を「前2号に掲げるもののほか、前2号に掲げるものの均衡上必要がある場合として人事委員会が認める場合」に改め、同条第4項第1号中「さかのぼった」を「遡った」に、「第3号」を「次号」に改め、同項第2号中「当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等」を「適用日前の職員給与条例適用職員等として勤務していた期間を職員として勤務していたものとした場合に、当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は対象期間に在勤していたこととなる当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等」に、「割合」を「割合のうち最も低い割合」に改め、同項第3号中「適用日前の教特法適用職員等として勤務していた期間を職員として勤務していたものとした場合に、当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は対象期間に在勤していたこととなる当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等に係る条例第18条の2第2項各号に定める割合のうち最も低い割合」を「別に人事委員会が認める割合」に改め、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「2年間」を「3年間」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「人事委員会が定める額」を「人事委員会規則で定める額」に、「適用日から2年」を「適用日から3年」に、「第2号」を「次の各号に掲げる期間において当該各号」に、「当該適用日から1年を経過するまで」を「その以下となる日の前日まで」に改め、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 適用日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 適用日前の支給割

合に100分の60を乗じて得た割合

第22条の2中第7項を同条第8項とし、同条第6項中「いずれにも該当する場合（給料表の適用を受ける職員となった日（以下「適用日」という。）の前日に在勤していた地域又は事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として人事委員会が定める場合に限る。）」を「いずれかに該当する場合」に改め、同項第1号中「ものであること」を「場合であって、給料表の適用を受ける職員となった日（以下「適用日」という。）に条例第18条の2第2項各号又は条例第18条の3の規定により当該職員が受けることとなる地域手当の支給割合（次項において「適用日後の支給割合」という。）が、適用日の前日において当該職員が受けていた地域手当の支給割合（人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める割合とする。次項において「適用日前の支給割合」という。）に達しないものであるとき（適用日の前日に在勤していた地域又は学校等に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として人事委員会が定める場合に限る。）」に改め、同項第2号中「適用日に条例第18条の2第2項各号又は条例第18条の3の規定により当該職員が受けることとなる地域手当の支給割合（次項において「適用日後の支給割合」という。）が、適用日の前日において当該職員が受けていた地域手当の支給割合（人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める割合とする。次項において「適用日前の支給割合」という。）に達しないものであること」を「前項第1号に掲げる異動等に準ずるものがあつた場合であって、当該異動等に準ずるものがあつた日の前日に地域手当支給地域等において勤務していた者が、当該異動等に準ずるものを条例第18条の3第1項に規定する異動等とみなした場合に同項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるとき」に改め、同項第3号中「人事行政の運営上、任命権者が特に必要と認めるものであること」を「前項第1号に掲げる異動等に準ずるものがあつた場合であって、当該異動等に準ずるものがあつた日の前日に条例第18条の3第1の規定による地域手当を支給されていたもののうち、当該異動等に準ずるものがあつた日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同項の規定による地域手当の支給要件を具備することとなるとき」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 前項第2号に掲げる異動等に準ずるものがあつた場合であって、前3号に規定する場合との均衡上必要がある場合として人事委員会が認めるとき。

第22条の2中第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 条例第18条の3第3項の異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 定年条例第12条又は第13条第1項の規定による採用（退職した日の翌日におけるものに限る。）をされること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前号に掲げるものとの均衡上必要があるものとして人事委員会が認めるもの

第21条の3第1項第2号中「条例第17条に規定する扶養親族で条例第18条の規定による届出がなされている者に限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第17条第2項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削る。

第27条中「運賃等相当額」を「運賃等相当額（第27条の3第2号において「運賃等相当額」という。）」に改め、同条第3号中「ただし、条例第19条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超える職員にあっては、同号により算出した当該普通交通機関等に係る通勤手当の額の1箇月当たりに相当する額に21（交替制勤務者等については、1箇月当たりの平均通勤所要回数）を除して得た額に1箇月未満の支給単位期間の通勤所要回数（通勤所要回数が21回を超える場合にあっては、21。交替制勤務者等について1箇月当たりの平均通勤所要回数を超える場合にあっては、1箇月当たりの平均通勤所要回数）を乗じて得た額とする。」を削る。

第27条の3第1号ア中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の交通機関等又は自動車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と55,000円との差額の2分の1の額（その差額の2分の1の額が4,000円を超えるときは、4,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第2号中「1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては）」に改める。

第28条の4中「次に掲げるものとする」を「新幹線鉄道等の利用により通勤の時間又は距離の短縮及び職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善に相当程度資するものであることとする」に改め、同条第1号及び第2号を削る。

第28条の5中「新幹線鉄道等に係る通勤手当の額」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額」に改め、同条第3項中「特別料金等の額の2分の1に相当する額」を「特別料金等相当額」に改め、「、同条第1号中「定期券の価額」とあるのは「定期券の価額の2分の1に相当する額」と」及び「、価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同条第3号中「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、「条例第19条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）」とあるのは「条例第19条第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）」と、「55,000円」とあるのは「30,000円」と、「1箇月当たりに相当する額」とあるのは「30,000円」と」を削る。

第28条の6から第28条の8までを削る。

第29条第3項中「次条第12項」を「次条第9項」に改める。

第29条の2第2項中「普通交通機関等の1箇月当たりの運賃等相当額等（第27条の3第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第19条第2項第2号に定める額の合計額）又は同号に定める額」を「1箇月当たりの運賃等相当額等（第27条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第19条第2項第2号に定める額（第27条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（以下「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）」に、「55,000円」を「150,000円」に改め、同項第1号中「普通交通機関等」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に改め、同条第3項中「普通交通機関等の1箇月当たりの運賃等相当額等（第27条の3第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第19条第2項第2号に定める額の合計額）又は同号に定める額が55,000円を超えていた場合」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合」に、「第32条第3項第1号に定める期間」を「支給単位期間」に、「普通交通機関等に係る」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等に係る」に、「通勤手当相当額の額」を「通勤手当相当額」に改め、同条第5項から同条第7項までを削り、同条第8項を同条第5項とし、同条第9項中「2以上の交通機関等」を「2以上の交通機関等又は新幹線鉄道等」に、「第7項」を「第5項」に、「1箇月当たりの運賃等相当額等（第27条の3第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第19条第2項第2号に定める額の合計額）又は1箇月当たりの運賃等相当額から1箇月当たりの特定運賃相当額を減じて得た額」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」に、「55,000円」を「150,000円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第10項を同条第7項とし、同条第11項中「第8項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第12項を同条第9項とする。

第29条の3第1項中「普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等に係る通勤手当」に、「普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等の区分」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分」に改め、同項第1号中「場合における普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等」を「場合における普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に、「、新幹線鉄道等又は橋等を通行する交通機関において発行されている」を「又は新幹線鉄道等が発行している」に、「新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に、「新幹線鉄道等又は橋等を通行する交通機関」を「新幹線鉄道等」に、「当該新幹線鉄道等又は橋等」を「当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に改め、同項第2号及び同条第2項中「、新幹線鉄道等又は橋等」を「又は新幹線鉄道等」に改める。

第30条中「第31条の2第3項各号」を「第31条の2第3項」に、「当該各号」を「同項」に改める。

第31条の2第3項中「職員が2以上の交通機関等を利用する場合の通勤手当は、前2項の規定にかかわらず、当該各号に定める支給単位期間」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えるときにおける通勤手当は、前2項の規定にかかわらず、その者の当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項第1号から第3号までを削る。

第32条の5第6号中「職員の給与等に関する条例若しくは市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する条例に規定する者、企業職員若しくは技能労務職員（これらの者のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）から引き続き職員又は任命権者の要請に応じて職員」を「新たに給料表の適用を受ける職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」に改め、同条第7号中アを削り、イをアとし、ウをイとする。

第42条の2第1項中「条例第27条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職

員の区分に応じ、当該各号に掲げる額」を「条例第27条の2第3項の人事委員会規則で定める勤務は、同条第1項の勤務に従事した時間が7時間45分を超える場合の勤務」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同条第2項中「条例第27条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が7時間45分を超える場合の勤務」を「条例第27条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額」とし、同項に次の2号を加える。

- (1) 次号に掲げる職員以外の管理職手当を受ける職員 次に掲げる当該管理職手当を受ける職員の占める職に係る別表第16の3に掲げる区分（第33条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあつては、当該職について別に定める区分）に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 4種 9,000円

イ 5種 7,000円

ウ 6種 6,000円

- (2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職手当を受ける職員 次に掲げる当該管理職手当を受ける職員の占める職に係る別表第16の3に掲げる区分（第33条第2項ただし書の規定により人事委員会が別に定める職にあつては、当該職について別に定める区分）に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 4種 8,000円

イ 5種 6,000円

ウ 6種 5,000円

第42条の3中第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

第42条の3の2 次に掲げる場合には、条例第27条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は同条第1項の勤務とみなす。

- (1) 条例第27条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

- (2) 条例第27条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

第43条第20項第1号中「100分の210」を「100分の315」に改める。

第51条の2第1項中「第21条の3第2項」を「第21条第2項、第21条の3第2項、第23条第1項」に、「第43条の4第1項」を「第43条の5第1項」に改める。

附則第1項中「附則第3項及び附則第4項」を「附則第3項」に、「附則第8項」を「附則第7項」に改め、附則第4項を削り、附則第5項から附則第8項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第9項中「附則第36項」を「附則第35項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第10項を附則第9項とする。

附則第11項中「第11項」を「第10項」に、「第13項」を「第12項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「第11項」を「第10項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項中「第11項」を「第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第14項中「第11項」を「第10項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項中「第15項」を「第14項」に、「第17項」を「第16項」に、「第19項」を「第18項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第16項中「第15項」を「第14項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第17項中「第17項」を「第16項」に、「第19項」を「第18項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第18項中「第17項」を「第16項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第19項中「第17項」を「第16項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第20項中「第17項」を「第16項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第21項中「第24項」を「第23項」に、「第21項」を「第20項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第22項中「第21項」を「第20項」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第23項中「第21項」を「第20項」に改め、同項を附則第22項とし、附則第24項を附則第23項とする。

附則第25項中「第28項」を「第27項」に、「第25項」を「第24項」に改め、同項を附則第24項とする。

附則第26項中「第25項」を「第24項」に改め、同項を附則第25項とする。

附則第27項中「第25項」を「第24項」に改め、同項を附則第26項とし、附則第28項を附則第27項とする。

附則第29項中「第29項」を「第28項」に改め、同項を附則第28項とする。

附則第30項中「第29項」を「第28項」に改め、同項を附則第29項とする。

附則第31項中「第29項」を「第28項」に改め、同項を附則第30項とし、附則第32項を附則第31項とする。

附則第33項中「第36項」を「第35項」に、「第33項」を「第32項」に改め、同項を附則第32項とする。

附則第34項中「第33項」を「第32項」に改め、同項を附則第33項とする。

附則第35項中「第33項」を「第32項」に改め、同項を附則第34項とし、附則第36項を附則第35項とし、附則第37項を附則第36項とする。

附則別表中「附則別表（附則第5項関係）」を「附則別表（附則第4項関係）」に改める。

別表第15の2を次のように改める。

別表第15の2（第12条関係）

高等学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1
31	23	1	1	1
32	24	1	2	1
33	25	1	4	1
34	26	1	5	1
35	27	1	6	1
36	28	1	7	1
37	29	1	8	1
38	30	1	9	1
39	31	1	10	1

40	32	1	11	1
41	33	1	12	1
42	34	1	12	2
43	35	1	13	3
44	36	1	14	4
45	37	1	15	5
46	37	1	16	6
47	38	1	17	7
48	38	1	18	8
49	39	1	19	9
50	39	1	20	9
51	40	1	21	10
52	40	2	22	10
53	41	3	23	11
54	41	4	24	11
55	42	5	25	12
56	42	6	26	12
57	43	7	27	13
58	43	8	28	13
59	44	9	29	14
60	44	10	30	14
61	45	11	32	15
62	45	12	33	15
63	46	13	34	16
64	46	14	34	16
65	47	15	35	17
66	47	16	35	17
67	48	17	36	18
68	48	18	36	18
69	49	19	37	19
70	49	20	38	19
71	50	21	39	20
72	50	22	39	20
73	51	23	40	21
74	51	24	40	21
75	52	25	41	22
76	52	26	42	22
77	53	27	43	23
78	53	28	43	
79	54	29	44	
80	54	30	45	
81	55	31	45	
82	55	32	46	
83	56	33	46	
84	56	34	47	
85	57	35	47	
86	57	36	47	
87	58	37	48	
88	58	38	48	

89	59	39	48	
90	59	40	48	
91	60	41	49	
92	60	42	49	
93	61	43	49	
94	61	44	49	
95	62	45	50	
96	62	46	50	
97	63	47	50	
98	63	48	50	
99	64	49	51	
100	64	50	51	
101	65	51	51	
102	65	52	51	
103	66	53	52	
104	66	54	52	
105	67	55	52	
106	67	56	52	
107	68	57	53	
108	68	58	53	
109	69	59	53	
110	69	60	53	
111	69	61	54	
112	69	61	54	
113	70	62	54	
114	70	62		
115	70	63		
116	70	64		
117	71	65		
118	71	66		
119	71	67		
120	71	68		
121	72	69		
122	72	69		
123	72	70		
124	72	70		
125	73	71		
126	73	72		
127	73	73		
128	73	74		
129	73	75		
130	73	75		
131	74	76		
132	74	76		
133	74	77		
134	74	77		
135	74	78		
136	74	78		
137	75	79		

138	75	79		
139	75	80		
140	75	80		
141	75	81		
142	75	81		
143	76	82		
144	76	82		
145	76	83		
146	76	84		
147	76	85		
148	76	86		
149	77	87		
150	77	88		
151	78	89		
152	78	89		
153	78	90		
154	78	90		
155	78	91		
156	78	92		
157	79	93		
158	79	94		
159	79	95		
160	79	96		
161	79	96		
162	79	97		
163	79	98		
164	79	99		
165	80	99		
166	80	100		
167	80	101		
168	80	102		
169	80	102		

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第15の3を次のように改める。

別表第15の3（第12条関係）

中学校・小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1

11	3	1	1	1
12	4	1	2	1
13	5	1	3	1
14	6	1	4	1
15	7	1	5	1
16	8	1	6	1
17	9	1	7	1
18	10	1	8	1
19	11	1	9	1
20	12	1	10	1
21	13	1	11	1
22	14	1	12	1
23	15	1	13	1
24	16	1	14	1
25	17	1	15	1
26	18	1	16	1
27	19	1	17	1
28	20	1	18	1
29	21	1	19	1
30	22	1	20	1
31	23	1	21	1
32	24	1	22	1
33	25	1	24	1
34	26	1	25	1
35	27	1	26	1
36	28	1	27	1
37	29	1	28	1
38	30	1	29	1
39	31	1	30	1
40	32	1	31	1
41	33	1	32	1
42	34	1	33	1
43	35	1	34	1
44	36	1	35	1
45	37	1	36	1
46	37	1	37	1
47	38	1	37	1
48	38	1	38	1
49	39	1	39	1
50	39	1	40	1
51	40	1	41	1
52	40	2	42	1
53	41	3	43	1
54	41	4	44	1
55	42	5	45	1
56	42	6	46	1
57	43	7	47	1
58	43	8	48	1
59	44	9	49	1

60	44	10	50	1
61	45	11	51	1
62	45	12	51	2
63	46	13	52	3
64	46	14	52	4
65	47	15	53	4
66	47	16	54	4
67	48	17	56	4
68	48	18	57	4
69	49	19	58	5
70	49	20	58	5
71	50	21	59	5
72	50	22	60	5
73	51	23	61	5
74	51	24	61	6
75	52	25	62	6
76	52	26	63	6
77	53	27	64	6
78	53	28	65	6
79	53	29	66	7
80	54	30	67	7
81	54	31	67	7
82	54	32	68	7
83	55	33	68	8
84	55	34	69	8
85	55	35	69	8
86	56	36	70	9
87	56	37	70	9
88	56	38	71	9
89	57	39	71	10
90	57	40	72	10
91	58	41	72	11
92	58	42	73	11
93	59	43	73	12
94	59	44	74	12
95	60	45	74	13
96	60	46	75	13
97	61	47	75	14
98	61	48	76	14
99	61	49	76	15
100	61	50	77	15
101	62	51	77	16
102	62	52	78	
103	62	53	78	
104	62	54	79	
105	63	55	79	
106	63	56	80	
107	63	57	81	
108	63	58	82	

109	64	59	83	
110	64	59	84	
111	64	60	85	
112	64	60	86	
113	65	61	87	
114		62	88	
115		63	89	
116		64	90	
117		65	90	
118		66		
119		67		
120		67		
121		68		
122		68		
123		69		
124		70		
125		71		
126		71		
127		72		
128		72		
129		73		
130		74		
131		75		
132		76		
133		77		
134		77		
135		78		
136		78		
137		79		
138		79		
139		80		
140		80		
141		81		
142		82		
143		83		
144		84		
145		85		
146		85		
147		86		
148		86		
149		87		
150		87		
151		88		
152		88		
153		89		
154		89		
155		90		
156		90		
157		91		

158		92		
159		93		
160		94		
161		95		
162		96		
163		97		
164		98		
165		99		
166		99		
167		100		
168		100		
169		101		
170		102		
171		103		
172		104		
173		104		

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第15の4を次のように改める。

別表第15の4（第13条関係）

高等学校教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	9	51	31	41
2	10	52	32	42
3	10	53	32	43
4	11	54	33	44
5	12	55	34	45
6	13	56	35	46
7	14	57	36	47
8	15	58	37	48
9	17	59	38	50
10	18	60	39	52
11	19	61	40	54
12	20	62	42	56
13	21	63	43	58
14	22	64	44	60
15	23	65	45	62
16	24	66	46	64
17	25	67	47	66
18	26	68	48	68
19	27	69	49	70
20	28	70	50	72
21	29	71	51	74
22	30	72	52	76
23	31	73	53	77
24	32	74	54	77
25	33	75	55	77
26	34	76	56	77

27	35	77	57	77
28	36	78	58	77
29	37	79	59	77
30	38	80	60	77
31	39	81	60	77
32	40	82	61	77
33	41	83	62	77
34	42	84	64	77
35	43	85	66	77
36	44	86	68	77
37	46	87	69	77
38	48	88	70	77
39	50	89	72	77
40	52	90	74	77
41	54	91	75	77
42	56	92	76	
43	58	93	78	
44	60	94	79	
45	62	95	81	
46	64	96	83	
47	66	97	86	
48	68	98	90	
49	70	99	94	
50	72	100	98	
51	74	101	102	
52	76	102	106	
53	78	103	110	
54	80	104	113	
55	82	105	113	
56	84	106	113	
57	86	107	113	
58	88	108	113	
59	90	109	113	
60	92	110	113	
61	94	112	113	
62	96	114	113	
63	98	115	113	
64	100	116	113	
65	102	117	113	
66	104	118	113	
67	106	119	113	
68	108	120	113	
69	112	122	113	
70	116	124	113	
71	120	125	113	
72	124	126	113	
73	130	127	113	
74	136	128	113	
75	142	130	113	

76	148	132	113	
77	150	134	113	
78	156	136		
79	164	138		
80	169	140		
81	169	142		
82	169	144		
83	169	145		
84	169	146		
85	169	147		
86	169	148		
87	169	149		
88	169	150		
89	169	152		
90	169	154		
91	169	155		
92	169	156		
93	169	157		
94	169	158		
95	169	159		
96	169	161		
97	169	162		
98	169	163		
99	169	165		
100	169	166		
101	169	167		
102	169	169		
103	169	169		
104	169	169		
105	169	169		
106	169	169		
107	169	169		
108	169	169		
109	169	169		
110	169	169		
111	169	169		
112	169	169		
113	169	169		
114	169			
115	169			
116	169			
117	169			
118	169			
119	169			
120	169			
121	169			
122	169			
123	169			
124	169			

125	169			
126	169			
127	169			
128	169			
129	169			
130	169			
131	169			
132	169			
133	169			
134	169			
135	169			
136	169			
137	169			
138	169			
139	169			
140	169			
141	169			
142	169			
143	169			
144	169			
145	169			
146	169			
147	169			
148	169			
149	169			
150	169			
151	169			
152	169			
153	169			
154	169			
155	169			
156	169			
157	169			
158	169			
159	169			
160	169			
161	169			
162	169			
163	169			
164	169			
165	169			
166	169			
167	169			
168	169			
169	169			

別表第15の5を次のように改める。

別表第15の5（第13条関係）

中学校・小学校教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	9	51	11	61
2	10	52	12	62
3	10	53	13	63
4	11	54	14	68
5	12	55	15	73
6	13	56	16	78
7	14	57	17	82
8	15	58	18	85
9	17	59	19	88
10	18	60	20	90
11	19	61	21	92
12	20	62	22	94
13	21	63	23	96
14	22	64	24	98
15	23	65	25	100
16	24	66	26	101
17	25	67	27	101
18	26	68	28	101
19	27	69	29	101
20	28	70	30	101
21	29	71	31	101
22	30	72	32	101
23	31	73	32	101
24	32	74	33	101
25	33	75	34	101
26	34	76	35	101
27	35	77	36	101
28	36	78	37	101
29	37	79	38	101
30	38	80	39	101
31	39	81	40	101
32	40	82	41	101
33	41	83	42	101
34	42	84	43	101
35	43	85	44	101
36	44	86	45	101
37	46	87	47	101
38	48	88	48	101
39	50	89	49	101
40	52	90	50	101
41	54	91	51	101
42	56	92	52	
43	58	93	53	
44	60	94	54	
45	62	95	55	
46	64	96	56	

47	66	97	57	
48	68	98	58	
49	70	99	59	
50	72	100	60	
51	74	101	62	
52	76	102	64	
53	79	103	65	
54	82	104	66	
55	85	105	66	
56	88	106	67	
57	90	107	68	
58	92	108	70	
59	94	110	71	
60	96	112	72	
61	100	113	74	
62	104	114	75	
63	108	115	76	
64	112	116	77	
65	113	117	78	
66	113	118	79	
67	113	120	81	
68	113	122	83	
69	113	123	85	
70	113	124	87	
71	113	126	89	
72	113	128	91	
73	113	129	93	
74	113	130	95	
75	113	131	97	
76	113	132	99	
77	113	134	101	
78	113	136	103	
79	113	138	105	
80	113	140	106	
81	113	141	107	
82	113	142	108	
83	113	143	109	
84	113	144	110	
85	113	146	111	
86	113	148	112	
87	113	150	113	
88	113	152	114	
89	113	154	115	
90	113	156	117	
91	113	157	117	
92	113	158	117	
93	113	159	117	
94	113	160	117	
95	113	161	117	

96	113	162	117	
97	113	163	117	
98	113	164	117	
99	113	166	117	
100	113	168	117	
101	113	169	117	
102	113	170		
103	113	171		
104	113	173		
105	113	173		
106	113	173		
107	113	173		
108	113	173		
109	113	173		
110	113	173		
111	113	173		
112	113	173		
113	113	173		
114	113	173		
115	113	173		
116	113	173		
117	113	173		
118	113			
119	113			
120	113			
121	113			
122	113			
123	113			
124	113			
125	113			
126	113			
127	113			
128	113			
129	113			
130	113			
131	113			
132	113			
133	113			
134	113			
135	113			
136	113			
137	113			
138	113			
139	113			
140	113			
141	113			
142	113			
143	113			
144	113			

145	113			
146	113			
147	113			
148	113			
149	113			
150	113			
151	113			
152	113			
153	113			
154	113			
155	113			
156	113			
157	113			
158	113			
159	113			
160	113			
161	113			
162	113			
163	113			
164	113			
165	113			
166	113			
167	113			
168	113			
169	113			
170	113			
171	113			
172	113			
173	113			

別表第17定年再任用短時間勤務職員以外の職員の款1号給から4号給までの項から125号給から128号給までの項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1号給から4号給まで	2,000	2,100	4,200	4,900	7,400
5号給から8号給まで	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
9号給から12号給まで	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
13号給から16号給まで	2,200	2,500	4,800	5,400	7,700
17号給から20号給まで	2,300	2,600	5,000	5,500	7,900
21号給から24号給まで	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
25号給から28号給まで	2,600	2,900	5,300	5,900	8,000
29号給から32号給まで	2,700	3,000	5,400	6,000	8,100
33号給から36号給まで	2,800	3,200	5,600	6,100	8,100
37号給から40号給まで	2,900	3,300	5,800	6,300	8,100
41号給から44号給まで	3,100	3,500	5,900	6,400	8,200
45号給から48号給まで	3,200	3,700	6,100	6,600	
49号給から52号給まで	3,300	3,800	6,200	6,800	
53号給から56号給まで	3,400	4,100	6,400	6,900	
57号給から60号給まで	3,500	4,300	6,500	7,000	
61号給から64号給まで	3,600	4,500	6,600	7,100	

65号給から68号給まで	3,700	4,800	6,800	7,200	
69号給から72号給まで	3,800	4,900	6,900	7,300	
73号給から76号給まで	3,900	5,100	7,000	7,400	
77号給から80号給まで	4,000	5,300	7,100	7,500	
81号給から84号給まで	4,100	5,400	7,100	7,500	
85号給から88号給まで	4,100	5,500	7,200	7,600	
89号給から92号給まで	4,200	5,600	7,200	7,600	
93号給から96号給まで	4,300	5,800	7,300	7,700	
97号給から100号給まで	4,400	5,900	7,300	7,700	
101号給から104号給まで	4,400	6,100	7,300	7,700	
105号給から108号給まで	4,500	6,200	7,400		
109号給から112号給まで	4,500	6,300	7,400		
113号給から116号給まで	4,600	6,400	7,500		
117号給から120号給まで		6,500	7,500		
121号給から124号給まで		6,600			
125号給から128号給まで		6,700			

別表第18定年再任用短時間勤務職員以外の職員の款1号給から4号給までの項から121号給から124号給までの項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1号給から4号給まで	2,000	2,100	4,200	5,700	7,400
5号給から8号給まで	2,000	2,300	4,300	5,900	7,500
9号給から12号給まで	2,100	2,400	4,500	6,000	7,600
13号給から16号給まで	2,200	2,500	4,800	6,100	7,700
17号給から20号給まで	2,300	2,600	5,000	6,300	7,900
21号給から24号給まで	2,400	2,800	5,100	6,400	8,000
25号給から28号給まで	2,600	2,900	5,300	6,600	8,000
29号給から32号給まで	2,700	3,000	5,400	6,800	8,100
33号給から36号給まで	2,800	3,200	5,600	6,900	8,100
37号給から40号給まで	2,900	3,300	5,800	7,000	8,100
41号給から44号給まで	3,100	3,500	5,900	7,100	8,200
45号給から48号給まで	3,200	3,700	6,100	7,200	
49号給から52号給まで	3,300	3,800	6,200	7,300	
53号給から56号給まで	3,400	4,100	6,400	7,400	
57号給から60号給まで	3,500	4,300	6,500	7,500	
61号給から64号給まで	3,600	4,500	6,600	7,500	
65号給から68号給まで	3,700	4,800	6,800	7,600	
69号給から72号給まで	3,800	4,900	6,900	7,600	
73号給から76号給まで	3,900	5,100	7,000	7,700	
77号給から80号給まで	4,000	5,300	7,100	7,700	
81号給から84号給まで	4,100	5,400	7,100		
85号給から88号給まで	4,100	5,500	7,200		
89号給から92号給まで	4,200	5,600	7,200		
93号給から96号給まで	4,300	5,800	7,300		
97号給から100号給まで	4,400	5,900	7,300		
101号給から104号給まで	4,400	6,100	7,300		
105号給から108号給まで	4,500	6,200	7,400		
109号給から112号給まで	4,500	6,300	7,400		
113号給から116号給まで	4,600	6,400	7,500		

117号給から120号給まで	4,700	6,500			
121号給から124号給まで	4,700	6,600			

(職員等の寒冷地手当に関する規則の一部改正)

第4条 職員等の寒冷地手当に関する規則(昭和39年兵庫県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「扶養親族(」の右に「職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))でほかに生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの並びに」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

事務所等及び学校等	所在地
清滝小学校	豊岡市日高町山宮
豊岡警察署清滝駐在所	豊岡市日高町山宮
豊岡警察署神鍋駐在所	豊岡市日高町栗栖野
南但馬警察署熊次駐在所	養父市外野
南但馬警察署関宮駐在所	養父市関宮
光都土木事務所引原ダム管理所	宍粟市波賀町日ノ原
宍粟警察署引原駐在所	宍粟市波賀町引原
杉原谷小学校	多可郡多可町加美区市原
福崎警察署上小田駐在所	神崎郡神河町上小田
福崎警察署越知谷駐在所	神崎郡神河町越知
村岡高等学校	美方郡香美町村岡区村岡
出石特別支援学校みかた校	美方郡香美町村岡区川会
村岡中学校	美方郡香美町村岡区村岡
小代中学校	美方郡香美町小代区実山
村岡小学校	美方郡香美町村岡区村岡
小代小学校	美方郡香美町小代区実山
射添小学校	美方郡香美町村岡区川会
兎塚小学校	美方郡香美町村岡区福岡
長井小学校	美方郡香美町香住区大野
美方警察署湯舟交番	美方郡香美町村岡区村岡
美方警察署川会駐在所	美方郡香美町村岡区入江
美方警察署小代駐在所	美方郡香美町小代区忠宮
美方警察署福岡駐在所	美方郡香美町村岡区福岡
美方警察署長井駐在所	美方郡香美町香住区小原
夢が丘中学校	美方郡新温泉町細田
温泉小学校	美方郡新温泉町湯
照来小学校	美方郡新温泉町桐岡
美方警察署湯交番	美方郡新温泉町湯
美方警察署桐岡駐在所	美方郡新温泉町桐岡
美方警察署井土駐在所	美方郡新温泉町井土
美方警察署千谷駐在所	美方郡新温泉町千谷

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年兵庫県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第9条の6第2項第2号中「、条例第11条の2第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を削る。

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第6条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成8年兵庫県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第17項中「、第29条の7」を削り、同項の表を次のように改める。

第28条の3第1号	第2号に定める額	改正条例附則第14項に規定する特例支給額
第28条の3第2号	運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が2,000円（自動車等を使用する距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあっては4,200円、その距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合にあっては7,100円、その距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である場合にあっては10,000円、その距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である場合にあっては12,900円、その距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である場合にあっては15,800円、その距離が片道30キロメートル以上である場合にあっては18,700円）以上である職員	自動車等を使用する距離が片道6キロメートル未満である場合において運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が4,200円（片道6キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあっては5,700円、片道10キロメートル以上14キロメートル未満である場合にあっては7,100円、片道14キロメートル以上18キロメートル未満である場合にあっては10,000円、片道18キロメートル以上22キロメートル未満である場合にあっては12,900円、片道22キロメートル以上26キロメートル未満である場合にあっては15,800円、片道26キロメートル以上30キロメートル未満である場合にあっては17,300円、片道30キロメートル以上34キロメートル未満である場合にあっては18,700円、片道34キロメートル以上38キロメートル未満である場合にあっては21,600円、片道38キロメートル以上42キロメートル未満である場合にあっては24,400円、片道42キロメートル以上46キロメートル未満である場合にあっては26,200円、片道46キロメートル以上50キロメートル未満である場合にあっては28,500円、片道50キロメートル以上54キロメートル未満である場合にあっては30,800円、片道54キロメートル以上58キロメートル未満である場合にあっては33,100円、片道58キロメートル以上62キロメートル未満である場合にあっては35,400円、片道62キロメートル以上66キロメートル未満である場合にあっては37,700円、片道66キロメートル以上70キロメートル未満である場合にあっては40,000円、片道70キロメートル以上74キロメートル未満である場合にあっては42,300円、片道74キロメートル以上78キロメートル未満である場合にあっては44,600円、片道78キロメートル以上82キロメートル未満である場合にあっては46,900円、片道82キロメートル以上86キロメートル未満である場合にあっては48,000円、以下49,100円に片道86キロメートルを超える部分が4キロメートルに達するごとに1,100円を加算した額とし、その額が55,000円を超えるときは、55,000円）以上である職員

第28条 の3第 3号	1 箇月当たりの運賃等相当額等が2,000円（自動車等を使用する距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあっては4,200円、その距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合にあっては7,100円、その距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である場合にあっては10,000円、その距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である場合にあっては12,900円、その距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である場合にあっては15,800円、その距離が片道30キロメートル以上である場合にあっては18,700円）未満である職員	自動車等を使用する距離が片道6キロメートル未満である場合において1箇月当たりの運賃等相当額等が4,200円（片道6キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあっては5,700円、片道10キロメートル以上14キロメートル未満である場合にあっては7,100円、片道14キロメートル以上18キロメートル未満である場合にあっては10,000円、片道18キロメートル以上22キロメートル未満である場合にあっては12,900円、片道22キロメートル以上26キロメートル未満である場合にあっては15,800円、片道26キロメートル以上30キロメートル未満である場合にあっては17,300円、片道30キロメートル以上34キロメートル未満である場合にあっては18,700円、片道34キロメートル以上38キロメートル未満である場合にあっては21,600円、片道38キロメートル以上42キロメートル未満である場合にあっては24,400円、片道42キロメートル以上46キロメートル未満である場合にあっては26,200円、片道46キロメートル以上50キロメートル未満である場合にあっては28,500円、片道50キロメートル以上54キロメートル未満である場合にあっては30,800円、片道54キロメートル以上58キロメートル未満である場合にあっては33,100円、片道58キロメートル以上62キロメートル未満である場合にあっては35,400円、片道62キロメートル以上66キロメートル未満である場合にあっては37,700円、片道66キロメートル以上70キロメートル未満である場合にあっては40,000円、片道70キロメートル以上74キロメートル未満である場合にあっては42,300円、片道74キロメートル以上78キロメートル未満である場合にあっては44,600円、片道78キロメートル以上82キロメートル未満である場合にあっては46,900円、片道82キロメートル以上86キロメートル未満である場合にあっては48,000円、以下49,100円に片道86キロメートルを超える部分が4キロメートルに達するごとに1,100円を加算した額とし、その額が55,000円を超えるときは、55,000円）未満である職員
	同条第2項第2号に定める額	改正条例附則第14項に規定する特例支給額
第30条 の2第 2項及 び第3 項	条例第17条第2項第2号に定める額	改正条例附則第14項に規定する特例支給額
第32条 の2第 3項	1 箇月当たりの通勤手当算出基礎額	1 箇月当たりの運賃等相当額等（第28条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、改正条例附則第14項に規定する特例支給額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た数（新幹線

	鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額
--	-----------------------------

(公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第7条 公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成8年兵庫県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

附則第22項中「、第28条の7」を削り、同項の表を次のように改める。

第27条 の3第 1号	第2号に定める額	改正条例附則第14項に規定する特例支給額
第27条 の3第 2号	運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が2,000円(自動車等を使用する距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあつては4,200円、その距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合にあつては7,100円、その距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である場合にあつては10,000円、その距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である場合にあつては12,900円、その距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である場合にあつては15,800円、その距離が片道30キロメートル以上である場合にあつては18,700円)以上である職員	自動車等を使用する距離が片道6キロメートル未満である場合において運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が4,200円(片道6キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあつては5,700円、片道10キロメートル以上14キロメートル未満である場合にあつては7,100円、片道14キロメートル以上18キロメートル未満である場合にあつては10,000円、片道18キロメートル以上22キロメートル未満である場合にあつては12,900円、片道22キロメートル以上26キロメートル未満である場合にあつては15,800円、片道26キロメートル以上30キロメートル未満である場合にあつては17,300円、片道30キロメートル以上34キロメートル未満である場合にあつては18,700円、片道34キロメートル以上38キロメートル未満である場合にあつては21,600円、片道38キロメートル以上42キロメートル未満である場合にあつては24,400円、片道42キロメートル以上46キロメートル未満である場合にあつては26,200円、片道46キロメートル以上50キロメートル未満である場合にあつては28,500円、片道50キロメートル以上54キロメートル未満である場合にあつては30,800円、片道54キロメートル以上58キロメートル未満である場合にあつては33,100円、片道58キロメートル以上62キロメートル未満である場合にあつては35,400円、片道62キロメートル以上66キロメートル未満である場合にあつては37,700円、片道66キロメートル以上70キロメートル未満である場合にあつては40,000円、片道70キロメートル以上74キロメートル未満である場合にあつては42,300円、片道74キロメートル以上78キロメートル未満である場合にあつては44,600円、片道78キロメートル以上82キロメートル未満である場合にあつては46,900円、片道82キロメートル以上86キロメートル未満である場合にあつては48,000円、以下49,100円に片道86キロメートルを超える部分が4キロメートルに

		達するごとに1,100円を加算した額とし、その額が55,000円を超えるときは、55,000円)以上である職員
第27条の3第3号	1 箇月当たりの運賃等相当額等が2,000円(自動車等を使用する距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあっては4,200円、その距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合にあっては7,100円、その距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である場合にあっては10,000円、その距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である場合にあっては12,900円、その距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である場合にあっては15,800円、その距離が片道30キロメートル以上である場合にあっては18,700円)未満である職員	自動車等を使用する距離が片道6キロメートル未満である場合において1箇月当たりの運賃等相当額等が4,200円(片道6キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあっては5,700円、片道10キロメートル以上14キロメートル未満である場合にあっては7,100円、片道14キロメートル以上18キロメートル未満である場合にあっては10,000円、片道18キロメートル以上22キロメートル未満である場合にあっては12,900円、片道22キロメートル以上26キロメートル未満である場合にあっては15,800円、片道26キロメートル以上30キロメートル未満である場合にあっては17,300円、片道30キロメートル以上34キロメートル未満である場合にあっては18,700円、片道34キロメートル以上38キロメートル未満である場合にあっては21,600円、片道38キロメートル以上42キロメートル未満である場合にあっては24,400円、片道42キロメートル以上46キロメートル未満である場合にあっては26,200円、片道46キロメートル以上50キロメートル未満である場合にあっては28,500円、片道50キロメートル以上54キロメートル未満である場合にあっては30,800円、片道54キロメートル以上58キロメートル未満である場合にあっては33,100円、片道58キロメートル以上62キロメートル未満である場合にあっては35,400円、片道62キロメートル以上66キロメートル未満である場合にあっては37,700円、片道66キロメートル以上70キロメートル未満である場合にあっては40,000円、片道70キロメートル以上74キロメートル未満である場合にあっては42,300円、片道74キロメートル以上78キロメートル未満である場合にあっては44,600円、片道78キロメートル以上82キロメートル未満である場合にあっては46,900円、片道82キロメートル以上86キロメートル未満である場合にあっては48,000円、以下49,100円に片道86キロメートルを超える部分が4キロメートルに達するごとに1,100円を加算した額とし、その額が55,000円を超えるときは、55,000円)未満である職員
	同条第2項第2号に定める額	改正条例附則第14項に規定する特例支給額

第29条の2第2項及び第3項	条例第19条第2項第2号に定める額	改正条例附則第14項に規定する特例支給額
第31条の2第3項	1箇月当たりの通勤手当算出基礎額	1箇月当たりの運賃等相当額等（第28条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、改正条例附則第14項に規定する特例支給額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た数（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額

（審査請求審査規則の一部改正）

第8条 審査請求審査規則（平成10年兵庫県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第21号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正）

第9条 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成13年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を改正する。

第7条中「同条第2項」を「同条第3項第1号」に、「第36条の2第1項」を「第36条の2第2項」に、「又は給料月額」を「又は同条第4項（同条第5項の規定を適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定による給料月額」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第1号中「（同条第5項の規定を適用する場合を含む。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第2項の規定により読み替えて適用される給与条例第24条の2第2項の規定により第1号任期付研究員に対して支給される管理職員特別勤務手当に係る同条第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、給与規則第36条の3第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該第1号任期付研究員が受ける条例第5条第1項の給料表の号給又は同条第4項の規定による給料月額に応じ、次の各号に定める額とする。

- (1) 6号給及び条例第5条第4項の規定による給料月額 6,000円
- (2) 4号給及び5号給 5,000円
- (3) 2号給及び3号給 4,000円
- (4) 1号給 3,000円

（一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正）

第10条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第10号）の一部を改正する。

第7条及び第8条を次のように改める。

第7条及び第8条 削除

第11条中「県職員給与条例第24条の2第2項」を「同条第3項第1号」に、「教育職員給与条例第27条の2第2項」を「同条第3項第1号」に、「第36条の2第1項」を「第36条の2第2項」に、「第42条の2第1項」を「第42条の2第2項」に、「特定任期付職員給料表」を「条例第7条第1項の給料表」に、「又は給料月額」を「又は同条第3項（同条第4項の規定を適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定による給料月額」に、「掲げる額」を「定める額」とし、同条第1号中「（条例第7条第4項の規定を適用する場合を含む。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 条例第9条第2項及び条例第10条第2項の規定により読み替えて適用される県職員給与条例第24条の2第2項の規定により特定任期付職員に対して支給される管理職員特別勤務手当に係る同条第3項第2号の人事委員会規則で定める額又は教育職員給与条例第27条の2第2項の規定により特定任期付職員に対して支給される管理職員特別勤務手当に係る同条第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、県職員給与規則第36条の3第1項及び教育職員給与規則第42条の3第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該特定任期付職員が受ける条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額に応じ、次の各号に定める額とする。

- (1) 6号給、7号給及び条例第7条第3項の規定による給料月額 6,000円
- (2) 5号給 5,000円

(3) 4号給以下の号給 3,500円

第12条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当の成績率)

第12条の2 特定任期付職員に係る勤勉手当の成績率は、県職員給与規則第37条第22項又は教育職員給与規則第43条第20項の規定にかかわらず、当該特定任期付職員が次の各号に掲げる特定任期付職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な特定任期付職員 100分の77.5超100分の262.5以下

(2) 勤務成績が良好な特定任期付職員 100分の77.5

(3) 勤務成績が良好でない特定任期付職員 100分の77.5未満

(職員の子育て支援に関する規則)

第11条 職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第3号）の一部を改正する。

第4条の表中

「

県職員給与条例第27条の3及び教育職員給与条例第30条の2	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項に規定する短時間勤務職員
-------------------------------	---------------	---

」

を

「

県職員給与条例第27条の3	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項に規定する短時間勤務職員
	第14条第1号、第2号及び第12号、第15条、第16条の6並びに第27条	第14条第1号、第2号、第3号の2及び第12号、第15条、第16条の6、第17条の2並びに第27条
教育職員給与条例第30条の2	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項に規定する短時間勤務職員
	第16条第1号、第4号及び第16号、第17条、第18条の5並びに前条	第16条第1号、第4号、第5号の2及び第16号、第17条、第18条の5、第19条の2並びに前条

」

に改める。

(会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第12条 会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 第61条に規定する病気休暇（同条第1項第1号に掲げるものを除く。）の期間

第18条第6項第7号中「引き続いて派遣規則団体等」を「引き続いて派遣規則団体等（職員給与規則第37条第6項第9号に規定する派遣規則団体等をいう。以下同じ。）」に改める。

第18条の2第8項第1号中「100分の210」を「100分の315」に改める。

第25条中「職員給与条例第6条第5号」を「職員給与条例第6条第4号」に、「第62条第1項第3号、第4号、第8号、第9号及び第12号に掲げる特別休暇」を「第61条第1項第1号に掲げる病気休暇」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する職員給与条例第6条第5号に規定する人事委員会規則で定めるものは、第62条第1項第3号、第4号、第8号、第9号及び第12号に掲げる特別休暇とする。

第29条第2項中「又は」を「若しくは」に改め、「第2号一般会計年度任用職員となった場合」の右に「又

は異動等に準ずるものとして同項に規定する人事委員会規則で定めるものがあつた場合」を加える。

第31条の2第2項第1号中「100分の210」を「100分の315」に改める。

第32条第1項中「第11条まで、」の右に「第22条第4項、」を加える。

第34条第1項中「第62条第1項第3号、第4号、第8号、第9号及び第12号に掲げる特別休暇」を「第61条第1項第1号に掲げる病気休暇」に改め、同条第2項中「定める場合及び期間は、教育職員給与規則第3条各号（第4号を除く。）に定める場合及び期間」を「定めるものは、第62条第1項第3号、第4号、第8号、第9号及び第12号に掲げる特別休暇」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 条例第10条第1項第6号に規定する人事委員会規則で定める場合及び期間は、教育職員給与規則第3条各号（第4号を除く。）に定める場合及び期間とする。

第39条第2項中「又は」を「若しくは」に改め、「第2号教育会計年度任用職員となつた場合」の右に「又は異動等に準ずるものとして同項に規定する人事委員会規則で定めるものがあつた場合」を加える。

第41条の2第1項中「第37条第19項」とあるのは「第43条第18項」と改め、同条第2項第1号中「100分の210」を「100分の315」に改める。

第42条第1項中「第10条まで、」の右に「第21条第2項、」を加え、「並びに同条第5項第17号、第19号及び第20号」を削る。

第61条第1項中「会計年度任用職員（」の右に「第2号に掲げる場合にあっては」を加える。

第62条第1項第12号中「次のいずれにも該当する会計年度任用職員」を「斉一型第1号会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者に限る。）、不斉一型第1号会計年度任用職員（1年間の勤務日が121日以上である者に限る。）又は第2号会計年度任用職員」に改め、同号ア及びイを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、令和7年6月1日から施行する。（号給の切替え）
- 2 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年兵庫県条例第44号。以下「改正条例」という。）附則第4項の人事委員会規則で定める号給（以下「新号給」という。）は、この規則の施行の日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。（切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例）
- 3 切替日に昇格又は降格（以下「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第2条の規定による改正後の職員の給与に関する規則（以下「第2条改正後の職員給与規則」という。）第13条若しくは第14条又は第3条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「第3条改正後の教育職員給与規則」という。）第12条若しくは第13条の規定を適用する。（扶養手当に関する経過措置）
- 4 切替日から令和8年3月31日までの間は、第2条改正後の職員給与規則第22条第1項中「条例」とあるのは「職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年兵庫県条例第44号）附則第8項の規定により読み替えられた条例（以下「附則第8項読替え後の条例」という。）」と、同条第2項から第4項まで及び第7項中「条例」とあるのは「附則第8項読替え後の条例」と、第3条改正後の教育職員給与規則第21条第1項中「条例」とあるのは「職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年兵庫県条例第44号）附則第8項の規定により読み替えられた条例（以下「附則第8項読替え後の条例」という。）」と、同条第2項及び第5項中「条例」とあるのは「附則第8項読替え後の条例」とする。
- 5 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は、第2条改正後の職員給与規則第22条第1項中「条例第15条第1項の」とあるのは「職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年兵庫県条例第44号）附則第9項の規定により読み替えられた条例（以下「附則第9項読替え後の条例」という。）第15条第1項に規定する職務の級が行政職給料表の9級以上に相当する職員として」と、同条第2項から第4項まで及び第7項中「条例」とあるのは「附則第9項読替え後の条例」と、第3条改正後の教育職員給与規則第21条第1項中「条例」とあるのは「職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年兵庫県条例第44号）附則第9項の規定により読み替えられた条例（以下「附則第9項読替え後の条例」という。）」と、同条第2項及び第5項中「条例」とあるのは「附則第9項読替え後の条例」とする。
- 6 改正条例附則第9項の規定により読み替えられた職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号。

以下「職員給与条例」という。)第15条第1項に規定する職務の級が行政職給料表の8級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第2条改正後の職員給与規則第22条第1項及び第3項各号に規定する職員とする。

(暫定再任用職員の地域手当に関する経過措置)

- 7 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年兵庫県条例第39号)附則第12条に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)は、職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号)第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、第2条改正後の職員給与規則第22条の2の規定を適用する。この場合において、同条第3項第1号中「定年条例第12条又は第13条第1項」とあるのは「定年条例第12条若しくは第13条第1項又は職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年兵庫県条例第39号。以下この条において「令和4年改正条例」という。)附則第2条第1項若しくは第2項、第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項」と、同項第2号中「定年条例第12条又は第13条第1項」とあるのは「定年条例第12条若しくは第13条第1項又は令和4年改正条例附則第2条第1項若しくは第2項、第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項」と、同条第6項中「定年条例第12条又は第13条第1項」とあるのは「定年条例第12条若しくは第13条第1項又は令和4年改正条例附則第2条第1項若しくは第2項、第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和4年改正条例附則第2条第1項若しくは第2項、第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」とする。

- 8 前項の規定は第3条改正後の教育職員給与規則第21条の2の規定の適用について準用する。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 9 第2条改正後の職員給与規則第33条の5第6号の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者についても適用する。

(改正条例附則第18項第4号又は第5号の規定による寒冷地手当に関する経過措置)

- 10 改正条例附則第20項の適用を受ける改正条例附則第18項第3号に規定する特定旧寒冷地在勤職員(以下この項において「特定旧寒冷地在勤職員」という。)に対しては、改正条例附則第18条第2号に規定する新寒冷地在勤職員又は特定旧寒冷地在勤職員であった期間を改正条例附則第18条第4号に規定する継続特定旧寒冷地在勤職員として勤務していたものとみなして同附則第19項の規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。

(職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

- 11 職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則(令和4年兵庫県人事委員会規則第8号)を次のように改正する。

附則第13項から附則第16項までを削り、附則第17項を附則第13項とし、附則第18項から附則第21項までを4項ずつ繰り上げる。

附則第22項中「第36条の2第1項」を「第36条の2第2項」に、「第42条の2第1項」を「第42条の2第2項」に改め、同項を附則第18項とし、附則第23項から附則第36項までを4項ずつ繰り上げる。

附則別表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1

10	2	2	2	1	1	1	1	2
11	3	3	3	1	1	1	1	2
12	4	4	4	1	1	1	1	2
13	5	5	5	1	1	1	1	2
14	6	6	6	2	1	1	1	3
15	7	7	7	3	1	1	1	3
16	8	8	8	4	1	1	1	3
17	9	9	9	5	1	1	1	3
18	10	10	10	6	2	1	2	3
19	11	11	11	7	3	1	2	4
20	12	12	12	8	4	1	2	4
21	13	13	13	9	5	1	2	4
22	14	14	14	10	6	1	2	
23	15	15	15	11	7	1	3	
24	16	16	16	12	8	2	3	
25	17	17	17	13	9	2	3	
26	18	18	18	14	10	2	3	
27	19	19	19	15	11	2	4	
28	20	20	20	16	12	3	4	
29	21	21	21	17	13	3	4	
30	22	22	22	18	14	3	4	
31	23	23	23	19	15	3	5	
32	24	24	24	20	16	3	5	
33	25	25	25	21	17	3	5	
34	26	26	26	22	18	4	5	
35	27	27	27	23	19	4	6	
36	28	28	28	24	20	4	6	
37	29	29	29	25	21	4	6	
38	30	30	30	26	22	4	6	
39	31	31	31	27	23	4	6	
40	32	32	32	28	24	4	7	
41	33	33	33	29	25	4	7	
42	34	34	34	30	26	5	7	
43	35	35	35	31	27	5	7	
44	36	36	36	32	28	5	8	
45	37	37	37	33	29	5	8	
46	38	38	38	34	30	5		
47	39	39	39	35	31	5		
48	40	40	40	36	32	5		
49	41	41	41	37	33	5		
50	42	42	42	38	34			
51	43	43	43	39	35			
52	44	44	44	40	36			
53	45	45	45	41	37			
54	46	46	46	42	38			
55	47	47	47	43	39			
56	48	48	48	44	40			
57	49	49	49	45	41			
58	50	50	50	46	42			

59	51	51	51	47	43			
60	52	52	52	48	44			
61	53	53	53	49	45			
62	54	54	54	50	46			
63	55	55	55	51	47			
64	56	56	56	52	48			
65	57	57	57	53	49			
66	58	58	58	54				
67	59	59	59	55				
68	60	60	60	56				
69	61	61	61	57				
70	62	62	62	58				
71	63	63	63	59				
72	64	64	64	60				
73	65	65	65	61				
74	66	66	66	62				
75	67	67	67	63				
76	68	68	68	64				
77	69	69	69	65				
78	70	70	70	66				
79	71	71	71	67				
80	72	72	72	68				
81	73	73	73	69				
82	74	74	74	70				
83	75	75	75	71				
84	76	76	76	72				
85	77	77	77	73				
86	78	78	78					
87	79	79	79					
88	80	80	80					
89	81	81	81					
90	82	82	82					
91	83	83	83					
92	84	84	84					
93	85	85	85					
94	86	86	86					
95	87	87	87					
96	88	88	88					
97	89	89	89					
98	90	90						
99	91	91						
100	92	92						
101	93	93						
102	94							
103	95							
104	96							
105	97							
106	98							
107	99							

108	100							
109	101							
110	102							
111	103							
112	104							
113	105							
114	106							
115	107							
116	108							
117	109							

イ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5

35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	
67	59	51	
68	60	52	
69	61	53	
70	62	54	
71	63	55	
72	64	56	
73	65	57	
74	66	58	
75	67	59	
76	68	60	
77	69	61	
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		

84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		
90	82		
91	83		
92	84		
93	85		

ウ 医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1

35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	8
67	55	51	8
68	56	52	9
69	57	53	9
70	58	54	9
71	59	55	10
72	60	56	10
73	61	57	11
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70		
83	71		

84	72		
85	73		

エ 看護職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26

43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		

92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90	86		
95	91	91	87		
96	92	92	88		
97	93	93	89		
98	94	94	90		
99	95	95	91		
100	96	96	92		
101	97	97	93		
102	98	98	94		
103	99	99	95		
104	100	100	96		
105	101	101	97		
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110	110			
115	111	111			
116	112	112			
117	113	113			
118	114	114			
119	115	115			
120	116	116			
121	117	117			
122	118	118			
123	119	119			
124	120	120			
125	121	121			
126	122	122			
127	123	123			
128	124	124			
129	125	125			
130	126	126			
131	127	127			
132	128	128			
133	129	129			
134	130	130			
135	131	131			
136	132	132			
137	133	133			

オ 警察職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級
-----	---------

	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	5
47	43	39	39	35	31	5

48	44	40	40	36	32	5
49	45	41	41	37	33	5
50	46	42	42	38	34	5
51	47	43	43	39	35	5
52	48	44	44	40	36	6
53	49	45	45	41	37	6
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50	46	
63	59	55	55	51	47	
64	60	56	56	52	48	
65	61	57	57	53	49	
66	62	58	58	54	50	
67	63	59	59	55	51	
68	64	60	60	56	52	
69	65	61	61	57	53	
70	66	62	62	58	54	
71	67	63	63	59	55	
72	68	64	64	60	56	
73	69	65	65	61	57	
74	70	66	66	62	58	
75	71	67	67	63	59	
76	72	68	68	64	60	
77	73	69	69	65	61	
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78	74		
87	83	79	79	75		
88	84	80	80	76		
89	85	81	81	77		
90	86	82	82	78		
91	87	83	83	79		
92	88	84	84	80		
93	89	85	85	81		
94	90	86	86			
95	91	87	87			
96	92	88	88			

97	93	89	89			
98	94	90	90			
99	95	91	91			
100	96	92	92			
101	97	93	93			
102	98	94				
103	99	95				
104	100	96				
105	101	97				
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					
126	122					
127	123					
128	124					
129	125					
130	126					
131	127					
132	128					
133	129					
134	130					
135	131					
136	132					
137	133					

カ 高等学校教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1

4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	2
19	11	3	3
20	12	4	4
21	13	5	5
22	14	6	6
23	15	7	7
24	16	8	8
25	17	9	9
26	18	10	10
27	19	11	11
28	20	12	12
29	21	13	13
30	22	14	14
31	23	15	15
32	24	16	16
33	25	17	17
34	26	18	18
35	27	19	19
36	28	20	20
37	29	21	21
38	30	22	22
39	31	23	23
40	32	24	24
41	33	25	25
42	34	26	26
43	35	27	27
44	36	28	28
45	37	29	29
46	38	30	30
47	39	31	31
48	40	32	32
49	41	33	33
50	42	34	34
51	43	35	35
52	44	36	36

53	45	37	37
54	46	38	38
55	47	39	39
56	48	40	40
57	49	41	41
58	50	42	
59	51	43	
60	52	44	
61	53	45	
62	54	46	
63	55	47	
64	56	48	
65	57	49	
66	58	50	
67	59	51	
68	60	52	
69	61	53	
70	62	54	
71	63	55	
72	64	56	
73	65	57	
74	66	58	
75	67	59	
76	68	60	
77	69	61	
78	70	62	
79	71	63	
80	72	64	
81	73	65	
82	74	66	
83	75	67	
84	76	68	
85	77	69	
86	78	70	
87	79	71	
88	80	72	
89	81	73	
90	82	74	
91	83	75	
92	84	76	
93	85	77	
94	86		
95	87		
96	88		
97	89		
98	90		
99	91		
100	92		
101	93		

102	94		
103	95		
104	96		
105	97		
106	98		
107	99		
108	100		
109	101		
110	102		
111	103		
112	104		
113	105		
114	106		
115	107		
116	108		
117	109		
118	110		
119	111		
120	112		
121	113		

キ 中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	2	1
15	7	3	1
16	8	4	1
17	9	5	1
18	10	6	2
19	11	7	3
20	12	8	4
21	13	9	5
22	14	10	6
23	15	11	7
24	16	12	8

25	17	13	9
26	18	14	10
27	19	15	11
28	20	16	12
29	21	17	13
30	22	18	14
31	23	19	15
32	24	20	16
33	25	21	17
34	26	22	18
35	27	23	19
36	28	24	20
37	29	25	21
38	30	26	22
39	31	27	23
40	32	28	24
41	33	29	25
42	34	30	26
43	35	31	27
44	36	32	28
45	37	33	29
46	38	34	30
47	39	35	31
48	40	36	32
49	41	37	33
50	42	38	34
51	43	39	35
52	44	40	36
53	45	41	37
54	46	42	38
55	47	43	39
56	48	44	40
57	49	45	41
58	50	46	
59	51	47	
60	52	48	
61	53	49	
62	54	50	
63	55	51	
64	56	52	
65	57	53	
66	58	54	
67	59	55	
68	60	56	
69	61	57	
70	62	58	
71	63	59	
72	64	60	
73	65	61	

74	66	62	
75	67	63	
76	68	64	
77	69	65	
78	70	66	
79	71	67	
80	72	68	
81	73	69	
82	74	70	
83	75	71	
84	76	72	
85	77	73	
86	78	74	
87	79	75	
88	80	76	
89	81	77	
90	82	78	
91	83	79	
92	84	80	
93	85	81	
94	86	82	
95	87	83	
96	88	84	
97	89	85	
98	90	86	
99	91	87	
100	92	88	
101	93	89	
102	94	90	
103	95	91	
104	96	92	
105	97	93	
106	98	94	
107	99	95	
108	100	96	
109	101	97	
110	102	98	
111	103	99	
112	104	100	
113	105	101	
114	106		
115	107		
116	108		
117	109		
118	110		
119	111		
120	112		
121	113		
122	114		

123	115		
124	116		
125	117		

人事委員会告示

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月25日

兵庫県人事委員会

委員長 大久保 和 代

兵庫県人事委員会告示第2号

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第1条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号ア中「配偶者」の右に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第13条の2第1項中「条例第16条第1項の規定による届出は、扶養親族届(別紙様式第9)により行うもの」を「規則第22条第4項に規定する扶養親族届は、別紙様式第9のとおり」に改め、同条第2項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第3項中「扶養親族のある職員」を「扶養手当を受けている職員」に改める。

第13条の3中「2年」を「3年」に改め、同条第4項中「第22条の2第6項」を「第22条の2第7項第1号」に改め、同条第5項中「第22条の2第6項第2号」を「第22条の2第7項第1号」に改める。

第13条の4第2項第1号中「扶養親族たる者」の右に「(規則第22条の3第1項第2号に規定する扶養親族たる者をいう。以下この項において同じ。)」を加える。

第18条第2項中「とする。」の右に「この場合において1位未満の端数があるときは、その端数は切り上げるものとする。」を加える。

第20条第2項中「1箇月当たりの運賃等相当額」を「運賃等相当額をその支給単位期間(同条第6項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)の月数で除して得た額」に、「同項第3号イ(ア)」を「同条第2項第3号イ(ア)」に改め、「新幹線鉄道等」の右に「の利用に係る特別料金等」を加え、「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額、橋等に係る通勤手当にあつては規則第30条の2第7項に規定する1箇月当たりの特定運賃相当額」を「特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額」に改め、同条第3項中「新幹線鉄道等又は橋等を通行する交通機関」を「又は新幹線鉄道等」に改め、同条第5項中「各号に掲げる」を「に規定する」に、「当該各号に定める期間中」を「同項に規定する期間(以下この項において「最長支給単位期間」という。)中」に、「当該各号に定める期間が」を「最長支給単位期間が」に、「55,000円を超えて63,000円」を「150,000円」に改める。

第20条の2第2項中「又は規則第30条の2第5項第1号に規定する特別料金等の払戻金2分の1相当額(以下「特別料金等の払戻金2分の1相当額」という。)」を削り、同条第4項中「第30条の2第12項」を「第30条の2第9項」に改める。

第20条の2の2第1項中「普通交通機関等についての」を削り、「距離制等による通常の定期券の運賃等の払戻しを事由発生日の前日にしたものとして得られる額」を「次の各号に掲げる定期券の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 普通交通機関等に係る定期券 距離制等による通常の定期券の運賃等の払戻しを事由発生日の前日にしたものとして得られる額(次号において「普通交通機関等払戻金相当額」という。)

(2) 新幹線鉄道等に係る定期券 特別料金等が含まれた定期券の運賃等の払戻しを事由発生日の前日にしたものとして得られる額と普通交通機関等払戻金相当額との差額

第20条の2の2第2項及び第3項を削る。

第20条の2の4に次の2項を加える。

3 条例第17条第4項の「運賃等相当額」には、規則第28条の3第3号に掲げる職員に係るものは含まないものとする。

4 条例第17条第4項の「第2項第2号に定める額」には、規則第28条の3第2号に掲げる職員に係るものは含まないものとする。

第20条の3第2号中「扶養親族たる者」の右に「(条例第15条第2項に規定する扶養親族をいう。)」を加える。

第20条の5第2項第1号中「教育公務員特例法(昭和25年法律第261号)の適用若しくは準用を受ける者、

企業職員（条例第1条に規定する企業職員をいう。以下同じ。）、技能労務職員（条例第1条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。）若しくは市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）に規定する職員（これらの者のうち会計年度任用職員）を「新たに給料表の適用を受ける職員」に、「をいう。以下同じ。）を除く。）から引き続いて職員又は任命権者の要請に応じて職員となった場合にあっては、職員」を「（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。以下同じ。）となった場合の当該適用及び規則第33条の5第7号に規定する事由発生を含む。以下「異動等」という。）に改め、「職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号。以下「定年条例」という。）第12条又は第13条第1項の規定により採用（退職した日の翌日におけるものに限る。以下「定年前提任用」という。）をされた職員にあっては、当該定年前提任用をされた日、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年兵庫県条例第6号）第2条第1項の規定による派遣（以下「外国機関等派遣」という。）から職務に復帰した職員又は職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和35年兵庫県条例第52号）第2条第1号の規定による休職（以下「分限休職」という。）から復職した職員にあっては、当該復帰又は復職した日」を削り、同項第2号及び同条第3項第1号中「直近の事務所等を異にする異動又は在勤する事務所等の移転（教育公務員特例法の適用若しくは準用を受ける者、企業職員、技能労務職員若しくは市町村立学校職員給与負担法に規定する職員（これらの者のうち会計年度任用職員を除く。）から引き続いて職員又は任命権者の要請に応じて職員となった場合にあっては、職員となった日、定年前提任用をされた職員にあっては、当該定年前提任用をされた日、外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復職した職員にあっては、当該復帰又は復職した日）」を「異動等」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「第20条の5第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「事務所等を異にする異動若しくは在勤する事務所等の移転」を「住居の移転を伴う直近の異動等」に改め、「（教育公務員特例法の適用若しくは準用を受ける者、企業職員、技能労務職員若しくは市町村立学校職員給与負担法に規定する職員（これらの者のうち会計年度任用職員を除く。）から引き続いて職員又は任命権者の要請に応じて職員となったものにあっては、職員となった日、定年前提任用をされた職員にあっては、当該定年前提任用をされた日、外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復職した職員にあっては、当該復帰又は復職した日）」を削り、「第6号まで」を「第5号まで（これらの規定を同項第6号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「前4号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「を条例第17条の2第1項、規則第33条の5第1号から第5号まで」を「を条例第17条の2第1項若しくは第3項、規則第33条の5第1号から第5号まで（これらの規定を同項第6号の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」に改め、「引き続き条例第17条の2第1項」の右に「若しくは第3項（同項に規定する人事委員会規則で定める職員に係る部分を除く。）」を加え、同号を同項第5号とし、同項第7号中「された職員」の右に「、外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復職した職員」を、「勤務箇所」の右に「、外国機関等派遣の期間中の勤務箇所又は分限休職の期間中の勤務箇所」を、「を条例第17条の2第1項」の右に「若しくは第3項」を加え、「第2号、第3号若しくは第5号」を「第1号、第2号若しくは第4号」に、「当該定年前提任用をされる前」を「定年前提任用（直近のものに限る。）又は当該職務への復帰若しくは分限休職からの復職前」に改め、「引き続き条例第17条の2第1項」の右に「若しくは第3項（同項に規定する人事委員会規則で定める職員に係る部分を除く。）」を加え、同号を同項第6号とし、同項第8号を削る。

第20条の9中第2項及び第3項を削る。

第22条の2第1項中「条例第24条の2第1項の「公務の運営の必要」を「「公務の運営の必要」に、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改め、同条第3項中「による勤務」の右に「（規則第36条の3の2の規定により条例第24条の2第1項の勤務とみなされるものを含む。以下「第1項の勤務」という。）」を加え、「に始まる勤務（その前日である週休日等以外の日から引続く勤務を含む。）とし」を「（規則第36条の3の2の規定により第1項の勤務とみなされる勤務については、午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除き、正規の勤務時間以外の時間に限る。）の勤務であり」に改め、「またがる勤務」の右に「及び週休日等と週休日等以外の日にまたがる勤務」を加え、「始まり（当該前日から週休日等に引続く勤務にあっては、当該週休日等の午前零時から終わり」を「開始から終了」に、「一の週休日等において勤務の開始が2以上ある場合は、当該週休日等に始まる勤務」を「次に掲げる場合は、それらの場合の第1項の勤務」に、「連続した勤務」を「連続する勤務」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 一の週休日等において第1項の勤務の開始が2以上ある場合（次号に掲げる場合を除く。）

(2) 週休日等以外の日からその翌日の週休日等に連続する勤務が行われ、当該週休日等以外の日及び当該週休日等において第1項の勤務の開始が二以上ある場合

第22条の2第4項中「による勤務」の右に「(規則第36条の3の2の規定により条例第24条の2第1項の勤務とみなされるものを除く。)」を加え、「週休日等以外の日(午前0時から午前5時までの間に始まる勤務(その前日である週休日等以外の日から引き続く勤務を含む。))とし」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除き、正規の勤務時間以外の時間に限る。))の勤務(第1項の勤務を除く。))であり」に、「勤務の始まり(当該前日から週休日等以外の日(午前0時から午前5時までの間に始まる勤務を含む。))に引き続く勤務にあつては、当該週休日等以外の日(午前0時から午前5時までの間に始まる勤務を含む。))の開始から終了」に、「開始する勤務の全てを1回の連続する勤務」に改め、同条第5項を削る。

第22条の3中「第36条の2第2項」を「第36条の2第1項」に改め、「週休日等における」を削る。

第25条第1項中「第13条の2第1項及び」を削る。

附則第3項及び第4項を削る。

別紙様式第8を次のように改める。

別紙様式第8（第16条関係）

通 勤 届

次のとおり通勤の実情を届け出ます。

年 月 日 提出

様		所属所名		職 名		職員コード・氏名			
届出事由		☐ 新規採用 ☐ 住居の変更 ☐ 運賃等の負担額の変更 ☐ 在勤庁の異動 ☐ 通勤の経路又は方法の変更		☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある。		在勤庁の所在地			
		届出事由の発生年月日 年 月 日		職員の住居地					

通 勤 方 法 等	順路	通勤方法の別	区 (經由)	間 距 離	所要時間	乗車券等の種類	左の乗車券等の額	左の1箇月当たり運賃等相当額	左欄の他に利用する経路	交通機関等の名称及び利用区間等	総通勤距離	総所要時間
	1	☐	住居から () まで	km	時間 分						km	時間 分
	2	☐	から () まで	・	・							
	3	☐	から () まで	・	・							
	4	☐	から () まで	・	・							
	5	☐	から () まで	・	・							
合 計				・	・							

駐 車 場	順路	駅等の名称	駐車場の所在地	駐車料金の種類	左の駐車料金の額	左の1箇月当たり駐車料金相当額	備 考
	1	☐					
	2	☐					

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤経路及び方法等

通 勤 方 法 等	順路	通勤方法の別	区 (經由)	間 距 離	所要時間	備 考	左欄の他に利用する経路	交通機関等の名称及び利用区間等	総通勤距離	総所要時間
	1		住居から () まで	km	時間 分				km	時間 分
	2		から () まで	・	・					
	3		から () まで	・	・					
	4		から () まで	・	・					
	5		から () まで	・	・					
合 計				・	・					

年 月 日 受理

普 通 交 通 機 関 等 利 用 者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等の名称	利用区間	乗車券等の種類	左の乗車券等の額	左の1箇月当たりの運賃等相当額 (1円未満の端数)	支給単位期間の開始年月日	支給単位期間	備考	
	1					円 ()	年 月 日	月 (日)		
						円 ()	年 月 日	月 (日)		
						円 ()	年 月 日	月 (日)		
	2					円 ()	年 月 日	月 (日)		
						円 ()	年 月 日	月 (日)		
						円 ()	年 月 日	月 (日)		
	3					円 ()	年 月 日	月 (日)		
						円 ()	年 月 日	月 (日)		
						円 ()	年 月 日	月 (日)		
	4					円 ()	年 月 日	月 (日)		
						円 ()	年 月 日	月 (日)		
						円 ()	年 月 日	月 (日)		
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額						円 ()	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円

自動車等の額 (条例第17条第2項第2号の額)		円	年 月 日	月	円	
(自動車等の使用距離 km)	改正	円	年 月 日	月	円	

普通交通機関等との併用者	1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額	円 ()	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円
--------------	---------------------------	-------	----------	---	----------	---

規則第28条の3 第1号 第2号 第3号

通勤経路の略図（通常の通勤経路は朱線とすること。）	記入上の注意
N 4 +	- 職員は、太線の枠内のみ記入すること。 「届出事由」欄中「通勤の経路又は方法の変更」には、在勤庁の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「運賃等の負担額の変更」には、勤務態様の変更（交代制勤務から普通勤務への変更等）による負担額の変更を含む。 「通勤方法等」欄には、通常の通勤経路による方法等を記入し、例外的な方法等は、記入しないこと。 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入すること。 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等（6箇月定期、10枚綴回数券、優待乗車券等の別）を記入する。「左の乗車券等の額」欄には「乗車券等の種類」欄に記入した乗車券等の額を記入すること。 「駅等の名称」欄には、乗継ぎを行う駅、停留所等の名称を記入すること。 「駐車料金の種類」欄には、通勤に使用する駐車場の契約期間又は利用回数の別（1箇月、3箇月、6箇月、10枚綴回数券等）を記入し、「左の駐車料金の額」欄には、「駐車料金の種類」欄に記入した、契約期間又は利用回数に対応する駐車料金の額を記入すること。 「通勤経路の略図」欄には、住居から在勤庁への通勤に利用できる経路の略図を書き、「通勤方法等」欄に記入した経路を朱線とし、交通機関等の名称を記入すること。また、住居附近の図は、詳細に記入すること。

別紙様式第12中「教育公務員特例法の規定の適用若しくは準用を受ける者、企業職員、技能労務職員又は市町村立学校職員給与負担法に規定する者（これらの者のうち会計年度任用職員を除く。）から引き続いて職員又は任命権者の要請に応じて職員となった者にあつては、「異動」とあるのを「職員としての任用」と、定年前再任用（暫定再任用を含む。）をされた職員にあつては、「異動」とあるのを「再任用」と、外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復職した職員にあつては、「異動」とあるのを「復帰」又は「復職」と読み替えて記入する。」を「新たに給料表の適用を受けることとなった者又は外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復職した職員にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「復帰」若しくは「復職」と読み替えて記入する。」に改める。

第2条 職員の給与に関する実施規程の一部を次のように改正する。

別紙様式第14中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第3条 職員の給与に関する実施規程の一部を次のように改正する。

別紙様式第9中「条例第16条第1項」を「規則第22条第4項」に、

「

届出の理由

- ☐ 1 新たに職員となった（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族としての子がある場合に限る）
- ☐ 2 行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員になった（子以外の扶養親族がある場合に限る）
- ☐ 3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある（行政職9級以上職員等にあつては、子に限る）
- ☐ 4 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行政職9級以上職員等にあつては、子に限る）

」

を

「

届出の理由

- ☐ 1 新たに職員となった又は新たに条例第15条の規定の適用の対象となった
 - ☐ 2 行政職9級以上職員等又は行政職8級職員等から降格等となった
 - ☐ 3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある
 - ☐ 4 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある
- ※ 1・3・4については、行政職9級以上職員等にあつては子に係る事由が生じた場合に、行政職8級職員等にあつては配偶者以外の扶養親族に係る事由が生じた場合に、それぞれ限る。

」

に改める。

第4条 職員の給与に関する実施規程の一部を次のように改正する。

別紙様式第9中「又は行政職8級職員等から降格等となった」を「から行政職9級以上職員等以外の職員となった」に改め、「行政職8級職員等にあつては配偶者以外の扶養親族に係る事由が生じた場合に、それぞれ」及び「婚姻、離婚、」を削る。

（公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正）

第5条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号ア中「配偶者」の右に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第13条の2第1項中「条例第18条第1項の規定による届出は、扶養親族届（別紙様式第8）により行うもの」を「規則第21条第2項に規定する扶養親族届は、別紙様式第8のとおり」に改め、同条第2項中「第2項」を「第4項」に改め、同条第3項中「扶養親族のある職員」を「扶養手当を受けている職員」に改める。

第13条の3中「2年」を「3年」に改め、同条第4項中「第21条の2第6項」を「第21条の2第7項第1号」に改め、同条第5項中「第21条の2第6項第2号」を「第21条の2第7項第1号」に改める。

第13条の4第2項第1号中「扶養親族たる者」の右に「（規則第21条の3第1項第2号に規定する扶養親族たる者をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

第18条第2項中「とする。」の右に「この場合において1位未満の端数があるときは、その端数は切り上げるものとする。」を加える。

第20条第2項中「1箇月当たりの運賃等相当額」を「運賃等相当額をその支給単位期間（同条第6項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）の月数で除して得た額」に、「同項第3号イ(ア)」を「同条第2項第3号イ(ア)」に改め、「新幹線鉄道等」の右に「の利用に係る特別料金等」を加え、「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額、橋等に係る通勤手当にあつては規則第30条の2第7項に規定する1箇月当たりの特定運賃相当額」を「特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額」に改め、同条第3項中「新幹線鉄道等又は橋等を通行する交通機関」を「又は新幹線鉄道等」に改め、同条第5項中「各号に掲げる」を「に規定する」に、「当該各号に定める期間中」を「同項に規定する期間（以下この項において「最長支給単位期間」という。）中」に、「当該各号に定める期間が」を「最長支給単位期間が」に、「55,000円を超えて63,000円」を「150,000円」に改める。

第20条の2第2項中「又は規則第29条の2第5項第1号に規定する特別料金等の払戻金2分の1相当額（以下「特別料金等の払戻金2分の1相当額」という。）」を削り、同条第4項中「第29条の2第12項」を「第29条の2第9項」に改める。

第20条の2の2第1項中「普通交通機関等についての」を削り、「距離制等による通常の定期券の運賃等の払戻しを事由発生日の前日にしたものとして得られる額」を「次の各号に掲げる定期券の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 普通交通機関等に係る定期券 距離制等による通常の定期券の運賃等の払戻しを事由発生日の前日にしたものとして得られる額（次号において「普通交通機関等払戻金相当額」という。）

(2) 新幹線鉄道等に係る定期券 特別料金等が含まれた定期券の運賃等の払戻しを事由発生日の前日にしたものとして得られる額と普通交通機関等払戻金相当額との差額

第20条の2の2第2項及び第3項を削る。

第20条の2の4に次の2項を加える。

3 条例第19条第4項の「運賃等相当額」には、規則第27条の3第3号に掲げる職員に係るものは含まないものとする。

4 条例第19条第4項の「第2項第2号に定める額」には、規則第27条の3第2号に掲げる職員に係るものは含まないものとする。

第20条の3第2号中「扶養親族たる者」の右に「（条例第15条第2項に規定する扶養親族をいう。）」を加える。

第20条の5第2項第1号中「職員の給与等に関する条例若しくは市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第46号）に規定する者、企業職員（条例第1条に規定する企業職員をいう。以下同じ。）若しくは技能労務職員（条例第1条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。）（これらの者のうち会計年度任用職員を「新たに給料表の適用を受ける職員」に、「をいう。以下同じ。）を除く。）から引き続いて職員又は任命権者の要請に応じて職員となった場合にあっては、職員を」（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。以下同じ。）となった場合の当該適用及び規則第32条の5第7号に規定する事由発生を含む。以下「異動等」という。）に改め、「職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号。以下「定年条例」という。）第12条又は第13条第1項の規定により採用（退職した日の翌日におけるものに限る。以下「定年前再任用」という。）をされた職員にあっては、当該定年前再任用をされた日、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年兵庫県条例第6号）第2条第1項の規定による派遣（以下「外国機関等派遣」という。）から職務に復帰した職員又は職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和35年兵庫県条例第52号）第2条第1号の規定による休職（以下「分限休職」という。）から復職した職員にあっては、当該復帰又は復職した日」を削り、同項第2号及び同条第3項第1号中「直近の学校等を異にする異動又は在勤する学校等の移転（職員の給与等に関する条例若しくは市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する条例に規定する者、企業職員若しくは技能労務職員（これらの者のうち会計年度任用職員を除く。）から引き続いて職員又は任命権者の要請に応じて職員となった場合にあっては、職員となった日、定年前再任用をされた職員にあっては、当該定年前再任用をされた日、外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復職した職員にあっては、当該復帰又は復職した日）」を「異動等」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「第20条の5第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「学校等を異にする異動若しくは在勤する学校等の移転」を「住居の移転を伴う直近の異動等」に改め、「（職員の給与等に関する条例若しくは市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する条例に規定する者、企業職員若しくは技能労務職員（これらの者のうち会計年度任用職員を除く。）から引き続いて職員又は

任命権者の要請に応じて職員となったものにあつては、職員となった日、定年前再任用をされた職員にあつては、当該定年前再任用をされた日、外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復職した職員にあつては、当該復帰又は復職した日」を削り、「第6号まで」を「第5号まで（これらの規定を同項第6号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「前4号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「を条例第19条の2第1項、規則第32条の5第1号から第5号まで」を「を条例第19条の2第1項若しくは第3項、規則第32条の5第1号から第5号まで（これらの規定を同項第6号の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」に改め、「引き続き条例第19条の2第1項」の右に「若しくは第3項（同項に規定する人事委員会規則で定める職員に係る部分を除く。）」を加え、同号を同項第5号とし、同項第7号中「された職員」の右に「、外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復職した職員」を、「勤務箇所」の右に「、外国機関等派遣の期間中の勤務箇所又は分限休職の期間中の勤務箇所」を、「を条例第19条の2第1項」の右に「若しくは第3項」を加え、「第2号、第3号若しくは第5号」を「第1号、第2号若しくは第4号」に、「当該定年前再任用をされる前」を「定年前再任用（直近のものに限る。）又は当該職務への復帰若しくは分限休職からの復職前」に改め、「引き続き条例第19条の2第1項」の右に「若しくは第3項（同項に規定する人事委員会規則で定める職員に係る部分を除く。）」を加え、同号を同項第6号とし、同項第8号を削る。

第20条の9中第2項及び第3項を削る。

第21条の2第1項中「条例第27条の2第1項の「公務の運営の必要」を「「公務の運営の必要」」に、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改め、同条第3項中「による勤務」の右に「（規則第42条の3の2の規定により条例第27条の2第1項の勤務とみなされるものを含む。以下「第1項の勤務」という。）」を加え、「に始まる勤務（その前日である週休日等以外の日から引き続き勤務を含む。）とし」を「（規則第42条の3の2の規定により第1項の勤務とみなされる勤務については、午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除き、正規の勤務時間以外の時間に限る。）の勤務であり」に改め、「またがる勤務」の右に「及び週休日等と週休日等以外の日にまたがる勤務」を加え、「始まり（当該前日から週休日等に引き続き勤務にあつては、当該週休日等の午前零時）から終わり」を「開始から終了」に、「一の週休日等において勤務の開始が2以上ある場合は、当該週休日等に始まる勤務」を「次に掲げる場合は、それらの場合の第1項の勤務」に、「連続した勤務」を「連続する勤務」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 一の週休日等において第1項の勤務の開始が2以上ある場合（次号に掲げる場合を除く。）
- (2) 週休日等以外の日からその翌日の週休日等に連続する勤務が行われ、当該週休日等以外の日及び当該週休日等において第1項の勤務の開始が2以上ある場合

第21条の2第4項中「による勤務」の右に「（規則第42条の3の2の規定により条例第27条の2第1項の勤務とみなされるものを除く。）」を加え、「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に始まる勤務（その前日である週休日等以外の日から引き続き勤務を含む。）とし」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除き、正規の勤務時間以外の時間に限る。）の勤務（第1項の勤務を除く。）であり」に、「勤務の始まり（当該前日から週休日等以外の日に引き続き勤務にあつては、当該週休日等以外の日の午前零時）から終わり」を「勤務（二の週休日等以外の日にまたがる勤務を含む。）の開始から終了」に、「始まる勤務の全てを1回の連続した勤務」を「開始する勤務の全てを1回の連続する勤務」に改め、同条第5項を削る。

第21条の3中「第42条の2第2項」を「第42条の2第1項」に改め、「週休日等における」を削る。

第25条第1項中「第13条の2第1項及び」を削る。

附則第4項及び第5項を削る。

別紙様式第7を次のように改める。

別紙様式第7（第16条関係）

通 勤 届

次のとおり通勤の実情を届け出ます。

年 月 日 提出

様		所属所名		職 名		職員コード・氏名				
届出事由 ☐ 新規採用 ☐ 住居の変更 ☐ 運賃等の負担額の変更 ☐ 在勤庁の異動 ☐ 通勤の経路又は方法の変更		☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある。 届出事由の発生日 年 月 日		在勤庁の所在地						
				職員の住居地						
通 勤 方 法 等	順路	通勤方法の別	区 (經由)	間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左の乗車券等の額	左の1箇月当たり運賃等相当額	左欄の他に利用する経路 交通機関等の名称及び利用区間等 総通勤距離 総所要時間
	1	☐	住居から ()	まで	km	時間 分		円	円	
	2	☐	から ()	まで	・	・				
	3	☐	から ()	まで	・	・				
	4	☐	から ()	まで	・	・				
	5	☐	から ()	まで	・	・				
合 計				・	・					
駐 車 場	駅等の名称		駐車場の所在地			駐車料金の種類	左の駐車料金の額	左の1箇月当たり駐車料金相当額	備 考	
	1	☐								
	2	☐								
新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤経路及び方法等										
通 勤 方 法 等	順路	通勤方法の別	区 (經由)	間	距 離	所要時間	備 考		左欄の他に利用する経路 交通機関等の名称及び利用区間等 総通勤距離 総所要時間	
	1		住居から ()	まで	km	時間 分				
	2		から ()	まで	・	・				
	3		から ()	まで	・	・				
	4		から ()	まで	・	・				
	5		から ()	まで	・	・				
合 計				・	・			年 月 日受理		
☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある職員（交替制勤務等）						算出式				
1箇月当たりの平均通勤所要回数 回										
普 通 交 通 機 関 等 利 用 者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等の名称	利用区間	乗車券等の種類	左の乗車券等の額	左の1箇月当たりの運賃等相当額（1円未満の端数）	支給単位期間の開始年月日	支給単位期間	備考	
	1					円 ()	年 月 日	月 (H)		
	改正等					円 ()	年 月 日	月 (H)		
						円 ()	年 月 日	月 (H)		
	2					円 ()	年 月 日	月 (H)		
	改正等					円 ()	年 月 日	月 (H)		
						円 ()	年 月 日	月 (H)		
	3					円 ()	年 月 日	月 (H)		
	改正等					円 ()	年 月 日	月 (H)		
						円 ()	年 月 日	月 (H)		
4					円 ()	年 月 日	月 (H)			
改正等					円 ()	年 月 日	月 (H)			
					円 ()	年 月 日	月 (H)			
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額					円 ()	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円	
自動車等の額（条例第19条第2項第2号の額）（自動車等の使用距離 km）					円	年 月 日	月	円		
普通交通機関等との併用者					円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円	
規則第27条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号					1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額	円 ()	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円

順路	算出の基礎となる新幹線鉄道等の名称	利用区間	乗車券等の種類	特別料金等の額の算出基礎	1箇月当たりの特別料金等相当額	支給単位期間の開始年月日	支給単位期間	備考																																																													
新幹線鉄道等利用者	1 改正				円 ()	年 月 日	月 (H)																																																														
					円 ()	年 月 日	月 (H)																																																														
	2 改正				円 ()	年 月 日	月 (H)																																																														
					円 ()	年 月 日	月 (H)																																																														
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額					円 ()	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正																																																													
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額、自動車等の額及び1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が150,000円を超えるとき			150,000円×[箇月] = 円		年 月 日	月 (H)	円																																																														
駐車場利用者	1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額・上限額 自転車：3,000円、バイク1,500円、自転車：1,000円		駐車料金の額		1箇月当たりの駐車料金の2分の1相当額（1円未満の端数）		支給単位期間の開始年月日	支給単位期間	支給額																																																												
	1		円		円 ()		年 月 日	月	円																																																												
	2 改正		円		円 ()		年 月 日	月	円																																																												
	2		円		円 ()		年 月 日	月	円																																																												
	2 改正		円		円 ()		年 月 日	月	円																																																												
	1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額の合計額		円 ()		年 月 日 改正		円																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年 月 日 改正</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年 月 日 改正</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>															4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	支給額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月																																																								
支給額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																								
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																								
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																								
返納事由 規則第29条の2 第1項	返納事由 発生年月日	返納対象普通交通機関等 及び新幹線鉄道等	払戻金相当額の算出基礎				払戻金相当額				備考																																																										
			1 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号				円																																																														
			2 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号				円																																																														
			3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号				円																																																														
1箇月当たりの運賃等相当額及び1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が150,000円を超えていた場合 規則第29条の2第3項の期間と人事委員会が定める額					月 日 (算出基礎)		円																																																														
条例第19条第1項 該当理由	☐ 通勤距離2km以上 ☐ 通勤距離2km未満 ☐ 離島等 ☐ 身体障害		☐ 交通機関等利用 ☐ 自動車等利用 ☐ 規則第27条の2 (通勤所要回数 回) ☐ 新幹線鉄道等利用 ☐ 駐車場利用		決定(改定)年月日		決 裁																																																														
							確認権者																																																														
通勤経路の略図（通常の通勤経路は朱線とすること。） N ↓ 4 ↓ 十 記入上の注意 - 職員は、太線の枠内のみ記入すること。 「届出事由」欄中「通勤の経路又は方法の変更」には、在勤庁の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「運賃等の負担額の変更」には、勤務態様の変更（交代制勤務から普通勤務への変更等）による負担額の変更を含む。 「通勤方法等」欄には、通常の通勤経路による方法等を記入し、例外的な方法等は、記入しないこと。 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入すること。 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等（6箇月定期、10枚綴回数券、優待乗車券等の別）を記入する。「左の乗車券等の額」欄には「乗車券等の種類」欄に記入した乗車券等の額を記入すること。 「駅等の名称」欄には、乗継ぎを行う駅、停留所等の名称を記入すること。 「駐車料金の種類」欄には、通勤に使用する駐車場の契約期間又は利用回数の別（1箇月、3箇月、6箇月、10枚綴回数券等）を記入し、「左の駐車料金の額」欄には、「駐車料金の種類」欄に記入した、契約期間又は利用回数に対応する駐車料金の額を記入すること。 「通勤経路の略図」欄には、住居から在勤庁への通勤に利用できる経路の略図を書き、「通勤方法等」欄に記入した経路を朱線とし、交通機関等の名称を記入すること。また、住居附近の図は、詳細に記入すること。																																																																					

別紙様式第11中「職員の給与等に関する条例若しくは市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する条例に規定する者、企業職員又は技能労務職員から引き続いて職員（これらの者のうち会計年度任用職員を除く。）から引き続いて職員又は任命権者の要請に応じて職員となった者にあつては、「異動」とあるのを「職員としての任用」と、定年前再任用（暫定再任用を含む。）をされた職員にあつては、「異動」とあるのを「再任用」と、外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復職した職員にあつては、「異動」とあるのを「復帰」又は「復職」と読み替えて記入する。」を「新たに給料表の適用を受けることとなった者又は外国機関等派遣から職務に復帰した職員又は分限休職から復職した職員にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「復帰」若しくは「復職」と読み替えて記入する。」に改める。

第6条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を次のように改正する。

別紙様式第13中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第7条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を次のように改正する。

別紙様式第8中「条例第18条第1項」を「規則第21条第2項」に、

「

届出の理由

- ☐ 1 新たに職員となった（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族としての子がある場合に限る）
- ☐ 2 行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員になった（子以外の扶養親族がある場合に限る）
- ☐ 3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある（行政職9級以上職員等にあつては、子に限る）
- ☐ 4 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行政職9級以上職員等にあつては、子に限る）

」

を

「

届出の理由

- ☐ 1 新たに職員となった又は新たに条例第17条の規定の適用の対象となった
 - ☐ 2 行政職9級以上職員等又は行政職8級職員等から降格等となった
 - ☐ 3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある
 - ☐ 4 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある
- ※ 1・3・4については、行政職9級以上職員等にあつては子に係る事由が生じた場合に、行政職8級職員等にあつては配偶者以外の扶養親族に係る事由が生じた場合に、それぞれ限る。

」

に改める。

第8条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を次のように改正する。

別紙様式第8中「又は行政職8級職員等から降格等となった」を「から行政職9級以上職員等以外の職員となった」に改め、「、行政職8級職員等にあつては配偶者以外の扶養親族に係る事由が生じた場合に、それぞれ」及び「婚姻、離婚、」を削る。

（職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部改正）

第9条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程（平成7年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の5第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り上げる。

第12条中「第3条の5第4項」を「第3条の5第3項」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する実施規程の一部改正）

第10条 一般職の任期付職員の採用等に関する実施規程（平成14年兵庫県人事委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

（会計年度任用職員の給与等に関する実施規程の一部改正）

第11条 会計年度任用職員の給与等に関する実施規程（令和元年兵庫県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項を削り、同条第3項中「第12号イ」を「第12号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

（職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程の一部改正）

第12条 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程（令和4年兵庫県人事委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び附則第4項中「第20条の5第2項から第4項まで及び第20条の9第2項」を「第20条の5第4項」に改め、附則第3項中「第23条第2項」を「第23条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条及び第6条の規定 令和7年6月1日
 - (2) 第3条及び第7条の規定 令和8年4月1日
 - (3) 第4条及び第8条の規定 令和9年4月1日（地域手当に関する経過措置）
- 2 令和7年3月31日までの間に、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年兵庫県条例第44号。以下「改正条例」という。）第2条の規定による改正前の職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）第16条の4第1項に規定する異動等のあった職員に対する第1条の規定による改正後の職員の給与に関する実施規程（以下「第1条改正後の職員給与規程」という。）第13条の3第1項、第2項第1号及び第4号の規定並びに改正条例第4条の規定による改正前の公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）第18条の3第1項に規定する異動等のあった職員に対する第5条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する実施規程（以下「第5条改正後の教育職員給与規程」という。）第13条の3第1項、第2項第1号及び第4号の規定の適用については、これらの規定中「3年」とあるのは「2年」とする。
- 3 第1条改正後の職員給与規程第13条の3第2項第6号に規定する要件具備の日が令和7年4月1日前である職員に対する同号の規定の適用については、この規定中「3年」とあるのを「2年」とする。
（単身赴任手当に関する経過措置）
- 4 第1条改正後の職員給与規程第20条の5及び第20条の9並びに第5条改正後の教育職員給与規程第20条の5及び第20条の9に規定する異動等には、この規定の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった場合の当該適用を含むものとする。